

岡部藩家老菊池家と菊池武昭について―「藩中家譜」の事績書上げに着目して―

高田 智仁

はじめに

岡部藩は、武蔵国榛沢郡岡部(現・深谷市)に本拠を置き、川越藩、岩槻藩、忍藩と並んで埼玉県とは深い縁をもつ藩の一つである。

藩主である安部氏は、信濃国の滋野氏の嫡流海野氏の出自とされ、戦国時代の安部元真(一五一三―一五八七)が徳川家康(一五四三―一六一六)のもとで武田氏と干戈を交えて武功を挙げるなど、早くから徳川家に仕えたことで譜代衆として数えられている¹⁾。

殊に、慶安二年(一六四九)の安部信盛の京橋口定番就任にともなう摂津国内への一万石加増により大名に列して以降、高数万石程の譜代大名が就く役職であった大坂定番・加番らに任ぜられる機会が多く、江戸時代前期にはそれら大坂勤番就任に伴って畿内近縁に領地が宛がわれることとなった²⁾。結果として藩領が関東の武蔵・上野、畿内の摂津・丹波、また畿内近縁の三河と大きく三箇所に分散して形成されたため、江戸時代を通じて岡部(武蔵)、半原(三河)、桜井谷(摂津)にそれぞれ陣屋を設けて所領を統括する体制を敷いている。

岡部藩を巡る研究は、県内他藩のそれと比べれば進展の歩みは遅い

ものの、『新編埼玉県史』をはじめ多くの蓄積がある³⁾。ただ、藩治・藩財政の観点に立った研究に一定の蓄積がある一方、文化面に対する言及は殆どなかったため、筆者はこれまで埼玉県立文書館(以下、県立文書館)に収蔵される幾つかの資料を基にして岡部藩主安部家の文化面における事績について言及を試みてきた⁴⁾。

その過程では、期せずして藩主と当時の文化人らとのコミュニティに藩家中から岡部藩家老菊池武昭(一七四七―一八〇七)、藩儒井上士義(生歿年不詳)も顔を出していたことを確認⁵⁾しえたが、改めて岡部藩研究の実情に立ち返ってみると、同藩の家臣団とその活動についても殆ど手付かずであり、大きな空白地になっていることに気づかされる。

前掲菊池武昭にしても、藩主の側近たる家老職を三十年間に渡って勤めた当時の岡部藩第一の功臣とも呼べる人物であり、武昭を輩出した菊池家も「安部家にも過ぎたるものが二つある。菊池安兵衛ととび焼の瓶」。とも謳われた岡部藩における重臣の家柄であった。にもかかわらず、その実相については殆ど言及されずに今日まで至っている状況にある。

岡部藩の屋台骨を支えた家臣らの活動を明らかとすることは同藩研究を進めるうえでも大きな価値を有するものと思うが、関係文書が各所に分散し、またその伝存状況も決して芳しいとは言えないことから、とりわけ藩士らの実像を復元することは容易ではない。

そうしたなかで着目したいのが、県立文書館が収蔵する「藩中家譜」の名をもつ一群の資料である。

「藩中家譜」は、寛政年間以降の岡部藩士一人一人の事績を三年から十数年毎にまとめた調書で、昇進、褒賞、加増その他多岐にわたる内容を含み、藩内の役職の軽重などに応じて内容の粗密があるものの、岡部藩家臣団の概要、変遷ならびに個々の藩士の動向を探る上で大変有益な情報を有している。

その反面、これまでの研究のなかで参照されてきたとは言い難く、その真価を発揮するには至っていない状況にある。そこで、本稿では、岡部藩家臣団を巡る研究の一端として、県立文書館収蔵「藩中家譜」を基として、岡部藩家臣団の筆頭である家老に着目、前掲の菊池家、なかでも菊池武昭に焦点を当ててその活躍に言及することを試みたい。

一 岡部藩家臣団と「藩中家譜」の位置づけ

(一) 岡部藩士の分限帳

「藩中家譜」に関連して、まずは岡部藩を支えた家臣団を知りうる資料である分限帳の類を紹介しておく。

現存する岡部藩の分限帳は幾つか知られており、なかでも最も人口に膾炙しているのは慶応四年（一八六八）五月の奥書を有する「御家中分限帳」であろう。

同資料によれば、慶応四年の岡部藩（資料作成当時は半原に本拠を移していたが）では、家老、御用人から小役人、坊主まで二十二の職種に分かれて総計一七一人の藩士を抱えていた。最高給は御給人御近習の朝倉新の禄高三〇〇石、次いで家老豊泉善左衛門（禄高二〇〇石）・馬場兵右衛門（禄高一八〇石）の二名が続く。

このほか、ほぼ同時期の分限帳に、「小姓以上分限帳」（慶応二丙寅年従八月）・「大小姓以下分限帳」（慶応二丙寅七月）がある。

前者は家老から小姓席まで、後者は中小姓以下足軽までを含んだ一対になる分限帳で、慶応四年の分限帳と同様に職名および藩士名を短冊に認め、それを紐で綴じて収める形式をとっている。

「小姓以上分限帳」から家老・家老格の頁を左に記しておく。

【史料一】「小姓以上分限帳」（慶応二丙寅年従八月）家老・家老格

家老	明治二〇年正月七日 <small>進席</small> 高百四十石 家老職 足高六十石 馬場兵右衛門 役扶持五人口 勝手惣司
(空白)	
家老格	明治二〇年二月十七日進席加増 家老格家老勤 勝手向惣司 高百三十石 織田六郎兵衛 足高五十石 役扶持五人 留守居兼 役料金十五両筆墨料金二両

空白部分を含め、慶応四年の分限帳の家老の情報とは若干の相違が生じているが、【史料一】の短冊のほかにも、同分限帳内の短冊には明治二年までの加増・昇進が書き入れられたものが多数あることから、本冊は慶応二年の作成後、明治極初期頃まで現用として短冊の差し替えがなされていたとみられ、現在は恐らく明治二年時の就任者を反映した状態と思われる。

「小姓以上分限帳」「大小姓以下分限帳」両冊ともに多数の空白箇所があること、また綴じから外れた短冊のなかには藩士の昇進等により差し替えられたとみられる旧短冊が含まれていることからそれが裏付けられる¹¹⁾。

途中で差し替えを挟んだことで参照のしづらさはあるが、同資料からは幕末期の岡部藩家老を窺うことができる。慶応四年時に家老であった馬場兵右衛門が明治二年まで引き続きその地位にいたことは短冊が示す通りだが、その一方、明治二年時点では不在となっているもう一人の家老豊泉善左衛門の動向も次に掲げる史料が明示する。

【史料二】「大小姓以下分限帳」(慶応二年丙寅七月) 未綴じ短冊
 文久二年正月十一日進席加増 家老職
 高百五拾石 豊泉善左衛門
 足高五十石 役中五人口 勝手惣司

【史料二】は未綴じの短冊の中に残された豊泉善左衛門のもので、この短冊が単純に綴じから外れたものなのか、明治に入り職を辞したために外されたのかは不明だが、少なくともこれにより善左衛門が

文久二年から慶応四年まで家老の地位にあったことが判明する¹²⁾。岡部藩の分限帳については、これらのほかにも藩士であった鈴木家伝来の文書内に明治時代極初期の分限帳¹³⁾がいくつか現存しているが、いずれにしる幕末以後のものに限られている。

勿論、岡部藩では幕末以前にも分限帳の類は作成されており、旧岡部(半原)藩士若森久高が記した『岡部陣屋事蹟¹⁴⁾』では、安部信賢(一六八五―一七二三)が藩主であった宝永年間の分限帳の存在が明示されている。

宝永年間の分限帳については、同書は概略を記すのみで子細不明だが、家臣筆頭として家老朝倉只之進(禄高四〇〇石)・神谷又左衛門(同四〇〇石)、菊池安兵衛(同二五〇石)・鳥井森平(同二〇〇石)が挙げられ、高一〇〇石以上の家臣二十一名、士分以上九十五名、士分以下四十五名、徒士二十名、足軽組頭三名、足軽六十名、下目付足軽四名、附人足軽二名、馬丁十六名、中間一三三名の約四〇〇名程度の規模であったことを伝えている。

幕末の分限帳と比べて馬丁・中間などまで含めており、当時の藩勤めの人員の様相を知ろうえで大変貴重な存在といえるのだが、現存の有無が不明な点が惜しまれる。

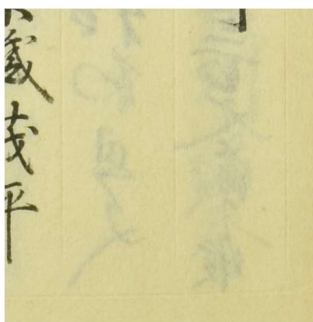
ともあれ、現存の分限帳からでは幕末以前の藩家臣団の構成など、その実相を追うことができないのが現状である。

(二)「藩中家譜」について

岡部藩家臣団の構成を知るうえで参考となる分限帳類を紹介したが、本節では本論の中心ともなる「藩中家譜」の紹介に入ることとする。



「藩中家譜」小口



「藩中家譜」第十冊下の空罫



「藩中家譜」第九冊上表紙



「藩中家譜」第五冊表紙

現在、県立文書館が收藏する「藩中家譜」は、小口に墨書された冊番号のとおり、第三から第十までの八冊（第九冊、第十冊が上下冊のため、全十冊）からなる。いずれも四つ目綴の冊子本で、厚さは冊に

よりばらつきがあるが概ね数センチを超える大部のものである¹⁵。第三冊から第八冊までが花入二重亀甲文（冊によっては龍文）の空刷が施された紺紙表紙、第九・十冊が素紙の表紙による装幀となっており、現在は第五冊と第九上冊のみに剥離した題簽が遺されている¹⁶。また、本紙については、全冊袋綴の体裁をとるとともにいずれも書式を整えるための空罫が引かれ、罫にあわせて一頁につき原則七行書きの体裁に統一が図られている（極一部に八行書き用の空罫を用いたものがみえる）。

袋綴の体裁をとるため、原則折り目にあたる部分を避けて執筆されているが、第十冊上所収の岡部藩儒者宮原成太のみ避けるべき紙面中央の行にも執筆して折り目に文字がかかってしまっている。これが修正されることなくそのまま製本されていること、また素紙を用いた簡素な装幀であることからして、第九冊、第十冊の作成が急場によったことを窺わせる。

さて、「藩中家譜」が載録する情報へと視点を移すが、本資料は冒頭でも述べたように藩士一人一人の事績を三年から十数年毎に記させたものであり、現存する全十冊のうち、最も早い書上げ時期は第三冊における寛政二年（一七九〇）となっている。ただし、小口の墨書からみてそれ以前の内容を記した第一冊、第二冊があったことは間違いなく、作成は寛政年間以前に遡るとみられる。

このほか、小口の墨書では第三冊から第十冊までの連番となっているが、表紙体裁が変わる第八冊と第九冊の間に文政十三年（天保元年一八三〇）から天保九年（一八三八）、第九冊と第十冊の間に弘化五年（嘉永元年一八四八）から安政三年（一八五六）の欠落期間が存在

する。

このため、「藩中家譜」の本来の制作期間は現状からはにわかには定めがたい。しかし、この問題を解決する手がかりとなる資料が前節でも紹介した旧藩士鈴木家伝来の文書内に遺されている。

鈴木家文書内に伝来した「覚」「勤書」¹⁷などの表題を有する鈴木家歴代の事績を書上げた資料がそれで、同資料には鈴木勝博、繁幸、重翰、重厚の四名の書上げがあり、それらを「藩中家譜」と対照させていくと、「藩中家譜」第三・四・五・六・七・八・九上・十上冊所収のそれぞれの事績書上げとほぼ記述が一致する¹⁸。

したがって、体裁、内容から鑑みてもこれらは「藩中家譜」書上げの際の草稿または控えにあたる資料と位置付けて差し支えないものがあり、とりわけ重要なのは、これら鈴木家文書の一連の「覚」「勤書」らのなかに、先に挙げた現存の「藩中家譜」に存在する江戸時代後期の二か所の欠落期間と合致する書上げのほか、第三冊の載録期間を遡る寛政元年以前の事績を記した書上げも含まれていることにある。

前者は、鈴木家文書の「(書上勤書)」および「勤書」¹⁹に載録される鈴木重翰の書上げが該当し、その書上げが留めた「文政十三年から天保九年まで」と「弘化五年から安政三年まで(実際の書上げ始めは嘉永二年から)」の期間は丁度欠落期間と合致している。

また、鈴木家文書内に残された寛政元年以前を記した書上げは、
① 「藩中家譜」作成開始時(天明六年(一七八六))在職の藩士が出仕した時から天明六年六月までの期間

② 天明六年五月から寛政元年(一七八九)十二月までの期間
の二つの期間に分かれており、これらは現在欠いている「藩中家譜」

第一、第二冊とそれぞれ対応するものとみてよいだろう²⁰。

このことから、当初は第八冊と第九冊の間に一冊、第九冊と第十冊の間にも一冊が存在し、第一冊、第二冊と合わせて「藩中家譜」の構成は少なくとも十二冊であったと考えられる。

以上を踏まえると、現時点では「藩中家譜」の当初の姿は以下のよう

【書名】	【書上げ期間】	【載録期間】
・ 藩中家譜(一)	出仕開始～天明六年	
・ 藩中家譜(二)	天明六年～寛政元年	三・五年間
・ 藩中家譜(三)	寛政二年～寛政四年	三年間
・ 藩中家譜(四)	寛政五年～寛政八年	四年間
・ 藩中家譜(五)	寛政九年～寛政十二年	四年間
・ 藩中家譜(六)	享和元年～文化六年	九年間
・ 藩中家譜(七)	文化七年～文政三年	十一年間
・ 藩中家譜(八)	文政四年～文政十二年	九年間
・ 藩中家譜(九)	文政十三年～天保九年	九年間
・ 藩中家譜(十)	天保十年～弘化四年	九年間
・ 藩中家譜(十一)	弘化五年～安政三年	九年間
・ 藩中家譜(十二)	安政四年～慶応元年	九年間

※ゴシック体は失われたとみられる冊。

※()内漢数字は欠本部を補った冊番号。

「藩中家譜」は当初欠落期間無く連続していたとみられることから、

現在の第九・十冊にみられる小口墨書は後世に入れられたものであることが明らかになる。墨書の書きぶりを比較しても第六・七・八冊と第九・十冊の間では筆致にやや異なっているところが見て取れ、前者と後者が記された間には時間的な隔たりがあったといえる。第九・十冊目が同一筆跡であることからすれば、両冊の小口は第十冊が製本されたとみられる慶応元年以後の墨書となるか。「藩中家譜」はその時には既に欠本が生じていたと思われる。

それでは、前頁上段①にて挙げた「藩中家譜」本来の第一冊に該当するとみられる書上げの冒頭から、「藩中家譜」の始まり方をみておこう。

【史料三】「覚」（「新城市富岡岡部藩鈴木家文書」十二所収）

覚

信峯公御代被 召出、私迄四代相勤申候、

一、三代目鈴木伝兵衛儀、十口三口取次相勤申候

信允公御代宝暦十一辛巳年十二月六日、私身分之儀被

（天明六年）

召出、養父伝兵衛家督被 仰付、当午年迄

廿六年相成申候、家督之高十口御座候

一、明和三丙午年正月十五日、御使番被 仰付四年

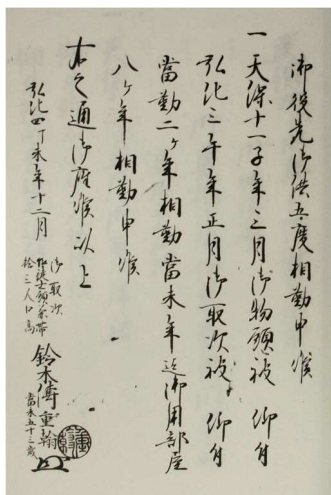
相勤申候

（後略）

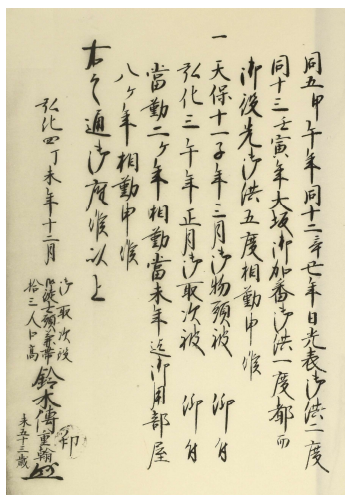
右は鈴木勝博の書上げの冒頭部分だが、鈴木勝博の場合、本来の第一冊にあたる書上げでは家督を継いで出仕しはじめた宝暦十一年（一

七六一）から開始して、以降は天明六年六月までの二十六年間の事績を書き連ねている。

他藩士の事例がないので確定的とは言えないが、【史料三】の鈴木勝博の書上げを窺うに、第一冊では以降の冊のように特定の期間内だけを書上げさせる形式ではなく、「藩中家譜」の制作開始となる最初を飾る冊の冒頭に相応しく、家として何時から岡部藩に仕えたか、当人が何時出仕したか、を申告させ、その上で天明六年までの事績を書き上げさせたのではないかと思われる。



【図1】鈴木重翰 書上げ
（「藩中家譜」第九冊上）



【図2】鈴木重翰 書上げ
（鈴木家文書「勤書」）

「新城市富岡岡部藩鈴木家文書」12所収

鈴木家文書に遺された「覚」「勤書」から「藩中家譜」の当初の姿について少し考察してみたが、あわせて、これらの資料を用いることで明らかとなる「藩中家譜」の別の側面についても一つ指摘しておきたい。

いま一例として「藩中家譜」第九冊上に載録された鈴木重翰の書上げ【図1】と、鈴木家文書内でそれに対応する同人の「勤書」の書上

【図2】とを並べてみた。これらを比較すると、行数など体裁に若干の相違があるものの、その筆跡が一致していることが見いだせるだろう。

これは「藩中家譜」所収の書上げがいずれも原則自筆によって記されたことを示唆するもので、実際に「藩中家譜」にみられる筆跡は多種多様であり、かつ、同一人物の書上げは冊が異なっても同じ筆跡であることから、各藩士らの自筆書上げの清書をそのまま綴じこんで作成された可能性は極めて高い。

これらの書上げが藩士自筆からなる点は、次にみていく記載内容とともに「藩中家譜」の資料価値を大いに高めるものといえるだろう。

(三) 「藩中家譜」の事績書上げ

さて、本節では「藩中家譜」の載録内容について述べていくこととするが、冒頭で触れたように「藩中家譜」のもつ情報は多岐に渡り、前掲分限帳の類とは一線を画する。

第一に、現存の分限帳が幕末以降のものに限られているのに対し、「藩中家譜」は一部に欠落こそあるものの、安部信亨が藩主であった寛政年間から幕末慶応年間に至る期間までの藩士の変遷を追うことが可能となっていること、そして、分限帳が原則作成当時の藩士とその役職を記した職員録的な性格を強くするのに対し、「藩中家譜」は一定期間を区切りとして書上げられた藩士の履歴書ともいえ、その内容は分限帳とは比較にならない豊富さを備えている。

「藩中家譜」が収める家臣数についてだが、慶応二年、慶応四年の分限帳が一七〇人以上であるのに較べて少人数であり、第三冊で事績

を書上げた家臣は九九名に留まっている。それ以後は第四冊一〇九名、第五冊一二名、第六冊一〇二名、第七冊九八名、第八冊一一三名となり、概ね一〇〇名強ほどで推移をしているが、分限帳に比して人数が過小であるのは、分限帳よりも対象となる家臣が絞られているためで、「藩中家譜」では徒士、小役人、坊主といった下級藩士が含まれていない。

一例として、藩士の一人、田中慶次吉行は天明六年から出仕していたにも関わらず「藩中家譜」第三、四冊では載録されずに第五冊から登場する。これは、吉行が寛政十二年に中小姓に昇格したことによるものとみられ、「藩中家譜」が載録にあたって一定の職位以上に限定するなどの基準を設けていたことが窺える。

このほか、分限帳が家老、用人、取次、物頭といったように藩内の序列に基づく順番通りに整列された表記を採るのに対し、「藩中家譜」にはそうした規則性はみられない。

家老が原則先頭に置かれる以外、用人等の上位役職の人物が先に来る傾向があるものの一貫しておらず、高位・高禄の者でも下級藩士の後に掲載されるケースが散見する。他方、普遍的な規則性とまでは言えないが、親子関係にあるものは連続して載録される傾向がみられる。参考として本文末に「藩中家譜」第三冊所収の藩士を掲載順に一覧表【表1】にしたので参照願いたい。

それでは「藩中家譜」の事績書上げについてみていくこととしよう。「藩中家譜」第三冊から、家老であった中村源五右衛門勝封の事績を例に挙げておく。

【史料四】「藩中家譜」第三冊 家老中村勝封

寛政元年己酉歳書出候節

御家老職 中村源五右衛門 …①
 高百五十石
 御役料五十石

一、寛政二年庚戌十二月十一日、秋中¹安太夫上方江 …②

御用ニ付罷登候跡、一人勤、其上御勝手方相兼

太儀被 思召候段、御懇之蒙

御意候上、小刀柄耄本拝領之

一、同三年辛亥四月、日光御祭礼奉行被為蒙

仰候節、御供被 仰付、御発駕前御紋単御羽織

拝領之、從 御隠居様綿入御羽織被下置、彼

表余寒強候間相用候様厚 思召ニ而被下之

一、御祭礼之節 神輿供奉仕候、且 御帰府之上、

此度御用向出精仕無御滞被為濟候為御祝儀

白銀二枚拝領之

一、延享元甲子年被召出、当子年迄四十九年相勤、 …③

当職被 仰付八ヶ年相勤申候

右之通御座候以上

寛政四年壬子年十二月 御家老職 中村源五右衛門勝封^②「花押」
 高百五十石 御役料五十石 …④
 当子ノ六十七歳

分けられる。

①…書上げ開始年の前年末時点での当該藩士の役職、禄高と氏名（基本的に前冊における書上げの最後と合致する）

②…藩士の当該期間内における事績

③…出仕を開始した年ならびに在職年数および現職の就任期間

④…調書書上げ作成時点の年月・作成時点の役職と氏名²⁾、年齢、ならびに用印・花押

人によってそれぞれの項目に内容の粗密があるほか、①から④の全項目を記載していない場合もあるなど、藩士によって記述内容が一定していないところもあるが、原則は前掲の書式に則った形で作成されている。

そのため、藩士の現職・禄高といった情報のほかに、年齢、奉職期間、また通称とともに諱名及び花押・用印が明らかになる点、そして分限帳では窺い知ることのできなかつた各藩士の事績が明らかになる点は大きい。

事例として挙げた中村勝封についていえば、寛政四年当時、延享元年（一七四四）から岡部藩に出仕して四十九年間奉職の六十七歳。八年間現職在任とあることから家老職には天明五年（一七八五）五十九歳の時に就任し、菊池武昭（安太夫）と同時期の家老として寛政二年に武昭の上方出張に伴う江戸藩邸留守勤め、翌三年には安部信亨の日光祭礼奉行への供奉を勤めるなどしていた。

「藩中家譜」における各藩士による事績の書き上げには一定の書式があり、いま挙げた中村勝封の事例のように内容は概ね大きく四つに

事績のなかではそれらの勤務ぶりに対する褒賞・礼物等の拝受に関する記録をつぶさに留めているが、これは勝封に限らず「藩中家譜」の書上げにみられる特徴の一つである。

このように多くの内容を有する「藩中家譜」ではあるが、一方で欠点もある。

「藩中家譜」では、本来掲載すべき職位にしながら何らかの理由で載録されていない人物がいること²²、また出仕から死没までの全期間が完備されている訳ではなく、事績に抜けが存在する人物も多い。

とりわけ最末期の書上げが存在しない藩士は多く、これは数年間隔で求められる事績書上げの提出時点で存命でない、または隠居などに現役でなくなった人物が載録されていないことに起因するとみられ、その最期が判明しない例も多い²³。

なお、あまり例は多くないが、本稿で取りあげる菊池武昭などは、「藩中家譜」第六冊の事績提出時点では歿していたものの、嫡男武貞が父の代筆として事績を記したため、幸いにも最期まで事績を追うことが可能となっている。

以上、「藩中家譜」の概要から所収内容について大まかながらこまめで述べてきた。本資料は、その内容から藩士の動向を窺うには恰好の資料であり、また遺墨のほとんど現存しない岡部藩士らの筆跡を特定するための基準ともなりえる、今後の岡部藩およびその家臣団研究において非常に有益な情報を内包するものである。

次節以後、本稿の主題となる菊池家を掘り下げていくとともに、この「藩中家譜」を活用して家老菊池武昭について言及していくこととする。

二 岡部藩家老と菊池家

(一) 岡部藩家老の変遷

本章では主題となる菊池武昭にスポットを当てて展開していくこととし、可能な限りその事績の掘り下げを試みたいと思う。

菊池武昭が安部信亨時代の家老であったことは既に述べたが、そもそも岡部藩家老は果たしてどこまで知られているだろうか。今日最も知られるのは幕末期に家中騒動の当事者となった家老朝倉只之進貴恭²⁴ではないかと推察するが、その貴恭にしても生涯は明らかとされておらず、菊池家を含めて岡部藩の歴代家老たちの実相は謎に包まれているといつてよい。

そのため、まずは菊池家の藩内における立ち位置を明確にするためにも、岡部藩における家老について可能な限り就任者を追ってみたい。岡部藩の家老を追ううえで参考にすべき資料として、まずは文書館収蔵の「撰津国御拝地以来御役人附²⁵」を挙げておく。

同資料は、安部信盛が大坂定番就任によって撰津国内に所領を押し、大名の席次に列した慶安年間から、第七代藩主安部信允の治政である安永三年(一七七四)に至るまでの岡部藩の家老、郡代、代官を列記したものである。信盛が定番に就任して撰津国に所領を押し、年次を慶安二年(一六四七)ではなく、元年とするなどの誤りも見受けられるが、岡部藩における江戸時代前・中期の重職の変遷を辿るうえでは参照すべき資料となる。

このほか、藩に関わる出来事、家臣の出処進退、冠婚葬祭などを記録した藩政日記「為後録²⁶」も欠くことができない資料である。

現存するのは、寛政十二年(一八〇〇)正月から享和三年(一八五三)十二月までを収めた第十三冊をはじめとして、安政五年(一八五八)正月から万延二年(一八六一)十月までの記事を載録した第二十

八冊までで、途中で欠本があるため全十一冊となっている。概ね四年間を一冊にしてまとめられていることから、現存の冊番号から推してその作成は宝暦年間頃に始まったものと推察される。

本稿において「為後録」が重要なのは、内容もさることながら江戸藩邸に滞在した家老が月番で記録を作成していた点にあり、各月の下部に記された記録作成者である家老名（ただし、無記名の月も多い）を追うことでその時期の家老を部分的にだが明らかとできる。

例えば、菊池武昭存命時唯一の「為後録」となる第十三冊が所収する寛政十二年から享和三年の間の記録者は以下のようになっている。

・寛政十二年	正月～十二月	小林五郎太夫
・享和元年	正月～十二月	小林五郎太夫 ※九・十月は記事無し
・享和二年	正月～十二月	小林五郎太夫
・享和三年	正月～五月	小林五郎太夫

六・七月 菊池安太夫 ※大坂から江戸下向中
八月～十二月 朝倉元之進 ※六月に家老昇進（江戸勤

第十三冊では当時江戸勤めの小林五郎太夫安能が執筆の大半を担い、菊池安太夫武昭は藩主信亨の大坂勤番に同行して在坂していたため一時的に江戸へと下向した期間のみの執筆を担当。また、武昭が江戸を離れた後は、朝倉元之進貴恒がその後任を引き継いでいる。

書上げ提出時には歿していたためかこの期間の「藩中家譜」である第六冊に小林・朝倉両名の事績が載録されていないため、当時の様相は「藩中家譜」だけからでは不明であったところ、「為後録」によって、

当時の家老が菊池・小林・朝倉ら三名であったことが明らかとなる。このほか、この「為後録」には家臣らの進退も含まれていることから、当然家老の人事も記録されており、「為後録」第十三冊で言えば享和三年六月の小林安能の引退ならびに朝倉貴恒の家老就任の事実²⁷も合わせて確認することができる。

以上、現状ではこの「為後録」によってのみ判明することも多く、本節で取りあげた家老はもとより、断片的になりがちな岡部藩士の動向を追ううえで大変貴重な資料となっている。

この「撰津国御拝地以来御役人附」ならびに「為後録」、そして「藩中家譜」に登場する家老就任者を抜き出すことで、岡部藩内における家老のおおよそその変遷を辿ることが可能となる。いまそれぞれの資料にみえる家老就任者を抜き出し一覧化したものを、【表2】ならびに【表3】²⁸として本文末に掲載する。

岡部藩の家老は最大で五名もの人物が同時に就く時期もあったようだが、得てして平均概ね三名前後の就任が多かったようである。このほか、【表2】【表3】で列挙した歴代家老職の面々をみていくことで浮き彫りとなるのは、代々家老に就任する世襲家老家の存在であろう。

岡部藩政初期に藩政を支えた神谷家のほか、鳥井家²⁹、馬場家などからも複数の家老就任者が出ているが、世襲家老家と呼称して差し支えないのは、前掲幕末の家中騒動により知られた朝倉家、そして武昭を生んだ菊池家であり、江戸時代を通じて両家からは多数の家老が生まれている。

また、判明する範囲でも他の家老が二〇〇石未満の禄高に留まるのに対して、江戸時代中期以降、菊池・朝倉の両家は家老就任時にはそ

れらを上回る三〇〇石を給される地位にあり、待遇面からみても他の家老を輩出した家と比して頭一つ抜けた存在であった。

これらから菊池家・朝倉家は、同じ藩家老のなかでも一線を画す存在であり、両家をして岡部藩における「筆頭家老家」の地位にあつたと称しても過言ではあるまい³⁰。

なお、岡部藩の家老の変遷を提示するにあたり、末尾ながら断らねばならないのは江戸時代における大名、幕臣らの紳士録である「武鑑」についてで、本来であれば適宜参照すべきところだが、比較の途上で各種武鑑類と前掲の岡部藩内で作成された資料群との間に家老就任人数や人名など異同が多数認められたこともあり、本稿では混乱を避ける観点から表作成にあたって武鑑類の記載を反映していない。

例えば、慶安四年に中野仁兵衛により版行された「御大名武士鑑」では、安部丹波守信之家老として神谷太郎左衛門とともに「依田三郎左衛門」の名が記されている。【表3】のとおり、岡部藩内で作成された資料にこの名がみえない一方で、この依田なる家老は「御紋尽」（寛文八年版行）まで各種武鑑に掲載されている。このほかにも、慶応四年時点での岡部藩家老は豊泉善左衛門、馬場兵右衛門であるべきところ、当該年の「武鑑」では馬場兵右衛門の代わりに「朝倉只之進」を記載するなど、とかく岡部藩内で作成された諸資料との間には食い違いが生じている。

菊池家についても、武鑑類に岡部藩家老としてその名が登場するのは、宝永三年（一七〇六）の「御林武鑑」が初出であり、「撰津国御拜地以来御役人附」の元禄六年（一六九三）と比して大分遅くなっている。

これらの異同の原因と比較考察については今後の検討事項としたい。

（二）岡部藩家老菊池家について

前節にて岡部藩における家老を概観したことで、改めて菊池家が藩内で有した地位の高さが明確化されたが、続けて岡部藩筆頭家老を担った菊池家についてみていくこととしたい。

現在、県立文書館が収蔵する岡部藩・安部家関係の資料をはじめ、管見の範囲では諸資料内に菊池家の系図類、由緒書の類を目的する機会には得られておらず、その経歴を具体的に辿ることは極めて困難である。

断片的となることは承知のうえで、本稿ではこれまでに見出し得た幾つかの資料を基に菊池家の来歴について言及していくこととする。

第一に菊池家の出自についてだが、前掲のとおりそれを示す直接的な資料は見いだせていないものの、二本松藩士成田頼直（一七六九？—一八三三）が記した「積達館基考³¹」にその一端を示す記述がみえている。

筆者である成田頼直は、通称弥義右衛門、安永六年（一七七七）の二本松藩への出仕以後、郡奉行、郡代から城代（禄高三〇〇石）まで累進し、一方で確齋とも号して頼山陽、小宮山楓軒ら文化人とも交友のあった人物である。その頼直が記した「積達館基考」は、二本松藩内各郡の古城等に対して、自らが見聞・調査した古書・古文書を基に精査考証を加えた書物で、文政年間に成立した。

同書所収の「西安達郡」の冒頭では、「二本松霧ヶ城」を挙げ、その旧主・畠山高国（一三〇五—一三五二）以後の連枝の系図を掲げる

のだが、この畠山系図に連なる一人、畠山政泰に次のような追記が付されている。

【史料五】「積達館基考」（西安達郡之部） 畠山系図

追加

○高倉近江守ノ曾孫高倉安太郎武房、（頼之）繼母之家号ヲ冒シテ菊池安太夫ト称シ安部家ニ（頼之）仕へ代々老職タリ。其家ノ説ニ満盛ノ子ヲ忠泰ト云、高倉館ニ移住ス。幼名徳万丸ト云々、政泰ハ政国ノコト也。政国後政泰ト改ム云々。

※傍線部は筆者。以下、同。

畠山政泰を巡る系図上の位置づけはともかく、ここでは系図の異説として引かれている菊池家の説に着目したい。

この菊池家は、安部撰津守に仕えて代々の老職とあることから、言うまでもなく岡部藩家老の菊池家を指し、したがって史料中に登場する高倉近江守の曾孫菊池安太夫武房こそ岡部藩家老菊池家の祖にあたる人物であることを示す。

続けて同書では畠山氏から分かれ出た分派の系図を示しつつ、当該の高倉氏の系図を挙げたところで「菊池（マキ）ニ伝ル高倉系左之通」として菊池家伝来の高倉氏の系譜を掲載している。

「積達館基考」に記録された菊池家伝来の高倉氏系図から、簡潔に菊池家の系図を起こすと左記のとおりとなる。

清和天皇：足利義純：畠山高国—国氏—国詮—満泰—満盛

高倉忠泰³²—頼泰—治泰—頼房（治部少輔）—頼之（近江守）

頼高—高房—武房（菊池安太夫）

義高—義起

菊池家本の系図末尾には「天文廿一年壬子十一月被召加供衆、翌年二月廿七日自義輝公御内書ヲ賜フ、子孫持伝、京都之儀連々馳走之由神妙、仍召加供衆候、量忠可申也。十一月廿七日 義輝花押 高倉治部少輔殿」とも添えられており、菊池家の先祖高倉治部少輔こと高倉頼房が室町將軍義輝の供衆として仕えるなど武人として活躍していたことを伝えている。

成田頼直が「積達館基考」の編さんにあたって岡部藩家老菊池家伝来の文書を参照していたことも注目に値するが、なにより「積達館基考」によって、菊池家が奥州畠山氏の傍流にあたる高倉氏を出自に持ち、またその初代が安太夫武房と特定できた点は大い³³。

「積達館基考」では高倉武房が継母方の家名をとって菊池と称したとあるが、その家名を名乗り始めたのはいつ頃なのか考えてみたい。

結論から言うと、武房が「菊池」と名乗り始めたのは江戸時代前期頃ではないかと思われる。

というのも、「積達館基考」所収の菊池家本の高倉系図では、武房の祖父高倉頼高を「天正十三年十月八日属義継栗巢ニ於テ死」んだと記しているため、畠山義継によって引き起こされた天正十三年（一五八五）の伊達輝宗拉致事件「栗之巢の変」によって祖父が戦死したのであれば、そこから計算して、頼高の孫である武房が独立して菊池

を名乗るには、世代的にみて三〇四十年程度下った時期が当てはまるものと推察する。

このほか、「積達館基考」に拠れば武房は菊池安太夫を称して「安部撰津守」に仕えたこととあることから、その接点は安部信盛が撰津守に任じられた元和五年（一六一九）以降であろうか。安部信盛が撰津守を名乗るのは隠居した寛文二年（一六六二）までで、その子信之（一六〇四—一六八三）は丹波守で撰津守には任官していないことから、家名の名乗りと菊池家の安部家への仕官時期の下限も自ずから絞られるよう。

菊池家の初代が武房であることが明らかとなったことで、その事績についても掘り上げていきたいところだが、残念ながら武房を含めた菊池家歴代の動向については寛政年間の「藩中家譜」に武昭が登場するまでほとんど詳らかにすることはできていない。

そうした状況ではあるが、菊池家歴代に係る江戸時代前期の資料が数点ながらあるため、後世に裨益するところを信じて掲載しておくこととする。

一つは、安部元真（一五一三—一五八七）の養子となって本苗海野を継ぎ、代々駿河国安倍郡井川（現静岡県静岡市）に住した海野家³⁴に伝来した文書群に含まれている。

同家には安部信之（一六〇四—一六八三）から送られた七通の書状が伝来しており、以下はその一つである。

【史料六】安部丹波守信之書状³⁵

御状殊羚羊皮■饋給忝存候、其元御無事之由、珍重存候、此方性都一段無為御座候、猶又安兵衛儀、則呼出申候間、是又可御心安候、猶重而可申達候、恐惶謹言

安部丹波守

信之（花押）

十二月八日

海野松山様

御報

本書状は、宛先に記された海野松山こと海野弥兵衛元重³⁶が歿したのが寛文五年（一六六五）であること、本文中に寛文二年に致仕して出家した安部信盛の法名「性都」があることから、寛文二〇五年の間の筆にかかるものである。どのような用向きであったかは不明だが、書状文中にみえる安兵衛は姓を欠くものの菊池安兵衛と推察されている³⁷。

【表2】【表3】にみえる菊池家歴代から分かるように、菊池家では家督を継ぐ者が「安太夫」「安兵衛」を交互に名乗っており、また岡部藩との関係性を鑑みれば、藩主の書状にみえる安兵衛が菊池家の人物である可能性は大いにある。

このほか、今一つ参考となる同時期の資料を挙げておく。仙台藩士であった大槻文彦（一八四七—一九二八）が、諸資料を基に寛文年間（一六六〇—一七〇〇）に仙台藩で発生した「伊達騒動」の実相について明らかとした『伊達騒動実録³⁸』がそれである。

以下は、同著第三十五篇、寛文七年（一六六七）四月二十二日、仙台目付として仙台に下向した幕臣神尾若狭守元珍（元鎮）、安部主膳正信秀の両使を仙台藩にて饗応した際の記述である。

【史料七】『伊達騒動実録』第三十五篇

御目付衆、御下向之事、並伊東采女、座席品相違之事、

寛文七年、四月十三日、仙台為御目付、左之御兩人、御下向被成、

同年十二月十二日江戸へ御登、

神尾若狭守殿

御家来

御馳走人

阿部主膳正殿

御家来

御馳走人

右御兩人、御下着以後、於御城御饗応有り（後略）

安部信秀は安部信盛の五男として生まれ、寛文二年には信盛の嫡男・信之から一〇〇石の分知を受け、旗本として幕府に仕えた人物であるが、ここでは安部家の分家筋にあたる安部主膳正信秀の家臣として菊池安太夫の名が登場することに着目したい。

いま菊池の名が見える二つの資料を挙げたが、菊池家の祖である武房の通称が「安太夫」であることからすれば、信之書状に登場する「安兵衛」はその息子であろうか、また分家筋に仕えた「安太夫」をどのように位置づけるかなど、特定しきれない課題が表出するものの、武房の出仕以後、寛文年間における菊池家と安部家との接点を垣間見ることができよう。

「撰津国御拜地以来御役人附」を除けば、菊池家が岡部藩に仕えていたことを確実に示す資料は次に掲げる元禄十四年（一七〇一）に書かれた安部信友（一六三八—一七〇一）の遺言状³⁹となる。信友の遺言状には次の一文が登場する。

【史料八】安部信友遺言状（抄出）

一、なる事諸事奉公ふり能勤候間、娘並子共拵保のため、似合敷扶持方切米等合力可被致候、娘儀能々おい立候様に、菊池安兵衛祝言已後迄頼置申候、外に役目は少々被致用捨御遣可有候

ここで登場する「なる」は信友の側室とみられているが、信友の遺言では「なる」の一家、とりわけ「なる」の娘の婚姻以後までの後見人として菊池安兵衛が選ばれている。

「撰津国御拜地以来御役人附」をみるに、安兵衛は元禄六年には家老の一人に名を連ねており、本書状でも側室ながら藩主の近親者の後見を直に命ぜられていることから、菊池家はこの安兵衛の時代、元禄年間より少し遡るころまでには岡部藩内における確固たる基盤を確立するに至っていたことが窺い知れる。

わずかに三点の資料からではあるが、ここまで元禄年間までの菊池家と安部家、岡部藩とのつながりについて追ってみた。みてきたとおり、菊池家歴代の細かな実績が判然としないことはもとより、武房以外はその諱名さえも不明な状況となっている。

続けて享保年間から武昭までの菊池家についてみていくこととするが、この間に存在する菊池安太夫、安兵衛の二名についても残念ながらその事績はほぼ分からない。
しかし、幸いなことに両名については諱名と生年だけは明らかにすることが可能となっている。

【史料九】「信復聞書⁴⁰」第一冊

武州榛沢郡岡部

安部丹波守殿家中

当時隠居料五十石 俗名安大夫

辛卯 安兵衛父 菊池兎睡

八十九歳 武貞

家老三百石

辛卯 菊池安兵衛

六十二歳 武村

用人 安兵衛せかれ

辛卯 菊池安大夫

二十五歳 武昭

【史料九】は、「信復聞書」という番外含めて十九冊からなる資料に所収された岡部藩家老菊池家三代を記した箇所である。

筆者は柳沢吉保の孫・信鴻（一七二四—一七九二）の次男である柳沢信復（一七四七—一八二二）。異母弟である保光（一七五三—一八

一七）が家督を継ぎ、信復は大和郡山の国元で人生を送ったが、父信鴻と同じく大変な文化人として知られ、かつ筆まめな人物であった。「信復聞書」は明和二年（一七六五）から文政五年（一八二二）までの五十年間に渡って信復が書き連ねた人名録で、自身が気に留めた、あるいは耳に入った膨大な人物たちについて古今東西、社会各層に拘ることなく出自や出仕先、時に略歴等を書き留めている。

同書中には全国の大名家の家臣も多数書き留められているが、岡部藩家中として唯一登場するのが【史料九】に掲げた、当時の岡部藩家

【表2】【表3】にみえる菊池家歴代概略

諱名	通称	生没年	岡部藩職 ／禄高
(不明)	安兵衛	不詳	家老
武真	安太夫	1683-1771 以後	家老
武村	安兵衛	1710-1771 以後	家老/300石
武昭	安太夫	1747-1807	家老/300石
武貞	安兵衛	1766-1834	家老/300石
武懿	安太夫	1801-1838 以後	家老/300石
武珍	慕	1830-1872 以後	給人/70石

老菊池安兵衛武村、その父安太夫武真（兎睡⁴¹）、そして子の安太夫武昭の三名である。当時の岡部藩主安部丹波守は信允が該当する。
史料内にみえる「辛卯」の干支は第一冊目が載録する明和二年から八年までの期間のうち、最後の明和八年（一七七二）にあたり、そこから【表2】に登場する菊池家と【史料九】の菊池家三代とを対照させていくと、享保十三年から宝暦二年に渡って家老を勤めた「安太夫」が菊池武真、宝

暦三年から少なくとも安永三年まで家老を勤めた「安兵衛」が菊池武村となる。

安部家と柳沢家は、天明四年（一七八四）に安部信允の娘・武子が柳沢信鴻の子・里之（越後三日市藩主 一七五八—一八〇四）に嫁いだことで縁戚、両敬の間柄となっている。そうした縁に通じる背景が両家の婚姻に先んじること十数年前からあったのか、あるいは菊池家三代に何か信復の琴線に触れる事績があったのか、その名が「聞書」に書き留められた正確な理由は分かりかねるものの、岡部藩の家老菊池家の名が当時遠く大和国まで聞こえていたことは事実である。

さて、ここまで菊池家について、出自から家名の起り、武昭に至るまでの歴代についてみてきた。江戸時代中期までは残念ながら点々と情報が残るのみでその具体的な事績について明らかとなるところは乏しい⁴²⁾。

ただ、次代の菊池武昭以後は、残存する「藩中家譜」からある程度まとまった形で本人の事績を辿ることが可能となる。

三 家老・菊池武昭について

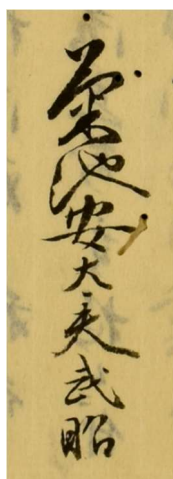
本章で紹介する菊池武昭は、菊池家歴代のなかで子の武貞と並んで生歿年が判明している。その生年は延享四年（一七四七）、歿年は文化四年（一八〇七）であり、安部信允、信亨ら岡部藩において文化華やかなりし時代の藩主の傍で長期に渡り家老を勤めていた。

前掲の「信復聞書」より、武昭は二十六歳時点で御用人に就いていたことが分かる一方、その前半生については資料が乏しい。そうしたなかまとまった形で残るのが「藩中家譜」ではあるのだが、同資料も

第一、二冊を欠いているため、現在武昭の足跡が辿れるのは寛政二年（一七九〇）から文化四年（一八〇七）まで、四十四歳から六十一歳までの後半生、十八年分の事績となる。

「藩中家譜」では第三、四、五、六冊の四冊に渡って武昭の事績を留めるが、まずは第三冊から武昭の花押と用印を掲載、次いで、その生涯の概略が分かる、「藩中家譜」第六冊の事績書上げ末尾部分を挙げておく。

【菊池武昭署名】



【用印】武昭【花押】



【史料十】「藩中家譜」第六冊 菊池武昭

一、被召出候而当年迄五十一ヶ年相勤、当

職三十ヶ年相勤申候

右之通御座候以上

文化四丁卯年十一月

御家老職
高三百石

菊池安太夫武昭

十人扶持

卯六十一歳

右者、父安太夫武昭文化四丁卯年十月中迄相勤候之處、同十一月二日病死仕候ニ付勤書認、私ヨリ差出置申候、以上
文化六年己巳年十二月 菊池安兵衛武貞印（花押）

【史料十】の署名後ろにある注記を見て分かる通り、第六冊の武昭事績は武昭本人によるものではなく書上げ提出までに病死した父に代わって息子武貞が執筆⁴³している。

この武貞の代筆によって武昭の生涯のキャリアの概略を追うことが可能となっているのだが、それによれば武昭はその六十一年間の人生において、岡部藩への奉職五十一年の長きに渡り、その出仕は宝暦七年(一七五七)十一歳の時にまで遡る。特筆すべきは安永七年(一七七八)の家老就任以後、出仕期間の半分以上にあたる三十年間を同職で勤めたことで、これだけでも当時にあつて藩政を支え続けた重臣の地位にいた人物であることが分かるだろう。

武昭の事績書上げが残る寛政二年以後の岡部藩の状況は、藩主に安部信亨がいたほか、天明二年(一七八二)に信亨に家督を譲って隠居した大殿の信允(法名…法雲)が存命であり、寛政二年九月には信亨の子、後の藩主・信操(一七九〇—一八二五)が誕生している。また当主の信亨が寛政七年から文化元年にかけて大坂定番として十年に渡って在坂するなど、藩を取り巻く環境にも大きな変化があつた時期である。

武昭と同時期の家老としては、前掲の中村源五右衛門勝封(禄高一五〇石)がいたほか、寛政二年までは馬場兵右衛門正武(禄高一三〇石)、次いで寛政四年から小林五郎太夫安能(禄高一七〇石)が加わるなどして、三名体制で藩政を取りしきっていた。

(一)「藩中家譜」にみる菊池武昭の事績と藩政への関与

いま「藩中家譜」が伝える寛政二年から文化四年までの後半生を中心に、ほか県立文書館収蔵の岡部藩関係文書群から補足できる事績を付け加えて、【菊池武昭後半生年譜稿】として本文末に掲載した。

紙面の都合からその事蹟を逐一追うことはできないため、子細は年譜稿を参照願いたいだが、ここではそのなかから「藩政における活動」「藩主との関係」の二点にフォーカスして取りあげていきたい。

第一に武昭の藩政における活動事績について述べることにするが、まず掲げるべき事項として藩主の大坂勤番への同行が挙げられる。武昭は、藩主安部信亨の大坂城京橋口定番就任に伴い、寛政七年(一七九五)から文化元年(一八〇四)までの十年間、晩年ながらに藩主に同行して大坂での勤務に就いている。

在坂中、家老として武昭がどのような活動をしたのかについて、「藩中家譜」内では、わずかに大坂城代の江戸参府に伴う留守を預かる定番大名の家老として万事滞りなきよう勤めていたことが複数回⁴⁴に渡り記されるに留まっております、その詳細は判然としません。

ただ、大坂勤番のうち、一年限りの勤務である加番とは異なり、定番は就任期間も不定で、藩主、藩士とも妻子同行のうえで十年近くの在坂となるため、定番となった藩主に近侍して長期間大坂で職務の補助にあつた家老の重要性はいうまでもないだろう。なおかつ、岡部藩では大坂勤番時には本来家老二人体制で在坂するところ、寛政年間の信亨定番時には菊池武昭一人での同行とされ、その職責はなおこの重かつたとみられる(後述)。

なお、武昭の大坂勤番に伴う在坂は寛政年間の定番就任時が初めてではなく、安部信亨とも親交のあつた大坂の商人木村兼葭堂(一七三

六一一八〇二)の日記⁴⁵にその名が留められていることから、天明六年(一七八六)から同七年にかけて信亨が大坂城加番を勤めた際にも同行して上坂していたことが確認できる。

武昭は少なくとも信亨が藩主の時代に二度に渡って大坂勤務を経験していたが、ほかに先代藩主信允による明和八年(一七七七)から天明元年(一七八一)までの定番勤務時にも同行して在坂していた可能性はある。こちらは現時点では資料が見いだせないためその指摘のみに留めておくが、信允の定番就任期間中は、武昭が御用人から家老へと昇任(安永七年)していた時期でもあり、藩の要職にあった武昭が藩主の在坂に同行していたとしても不思議ではないだろう。

岡部藩の大坂勤番と家老を巡っては、安部信亨以後定番に就いた藩主が出なかったため、寛政年間の武昭の同行をもって家老による定番勤務は最後となり、以後家老の在坂は藩主の加番就任時に限られた。

武昭以後は、文政十年(一八二七)の安部信任(一八〇九—一八二八)加番就任時に武昭の息子武貞、天保十三年(一八四二)の安部信古(一八一五—一八四二)の時には朝倉貴恭が同行したことがそれぞれ「藩中家譜」の書上げにみえている。

大坂勤番同行による在坂勤務のほか、家老菊池武昭と藩政を巡っては、上方銀主との交渉を中心とした藩財政への関与が目立っている。

「藩中家譜」では武昭が複数回にわたり、上方、恐らく大坂の銀主に対して勝手向のための調達金について交渉に臨んでいたことが記されている。そのほかにも、窮乏する藩財政の切り盛りにも奔走していたようで、それらの働きに対して藩主信亨からは直々に労いとともに下賜品が下されている。

【史料十一】寛政二年八月九日条 「藩中家譜」第三冊

一、同八月九日上方銀主申談御用被 仰付罷登り候、出立前単御羽織被下置候

【史料十二】寛政四年一月八日条 「藩中家譜」第三冊

一、寛政四壬子正月八日、後藤清乗作御小道具大小分被下置候 御意

勝手向一人二而相勤、旧冬領分損耗有之家中手当も如何と存事処、無滞相済満足二候存寄有之候得共、可断申候 二付、此品相贈候。

これらからは岡部藩の藩財政が寛政年間には既に借銀に頼る状況であったことを知りえるが、その用立ては家老に限らず藩家中を挙げて行われていた。

武昭と同時期に家老を勤めた小林安能などは、家老職に補される以前の御用人席時代から「撰丹御郡代銀主掛」として上方銀主との調達金折衝、領内での頼母子講取り立てなどの金策にあたっており、同じく馬場正矩も家老以前の御用人・武上三州郡代を兼帯していた時期から金策に奔走していたことが「藩中家譜」には記されている。

こうした大坂銀主と武昭の交渉の内実がどうであったかは不明だが、息子武貞、孫武懿の家老時代の大坂銀主との談判から当時の交渉内容が類推できる。

「藩中家譜」の武貞の書上げによれば、武貞は銀主から二度に渡っ

て借銀を行っており、それぞれ一〇〇〇両、三〇〇〇両を手配⁴⁶、次代の武懿も銀主と談判のうえで同程度の額の借銀調達をしている。これに加え、武懿の時代には借りてきた借銀の返済を踏み倒したうえ、より金利の安い銀主からの調達に切り替えるなど、かなり強硬な金策を執るに至っている⁴⁷。

武昭の時代に借銀の踏み倒しまで行っていたかは分からないが、子孫の事例から察するに、武昭も上坂の折には千両単位の借銀の折衝をまとめていたものと思われる。

武昭の息子武貞は「藩中家譜」に出仕時点からの記録が残されているが、借銀の事績を書き上げるようになるのは家老時代からで、それ以前の御用人時代には銀主との折衝を事績に残していない。そのため、武昭の場合も調達金の手配等のために銀主との談判に赴くようになったのは家老時代からと推察される。その役廻りも、他藩の事例などを見るに家老就任以前から銀談に携わっていた前掲小林、馬場らの実務派上りの家老達とは異なり、一からまとめようとする交渉ではなく、家中の銀主掛や大坂留守居役らによる事前の下交渉を基に家中の重臣として最後の詰め交渉役として赴いていたのではないだろうか⁴⁸。

以上、二つの事績のほかに、「藩中家譜」以外からも武昭が藩政に携わったことを示す文書が幾つか県立文書館に収蔵されているので関連事績としてあわせて挙げておく。

寛政元年（一七八九）七月、岡部藩では「安家制度⁴⁹。」と名付けられた家中の定めを記した掟書が制定された。これは、「御前二而之取計伺書」「御家中家督其外諸事御定書」「御家中御宛行御定書」「諸土席順之事」など十五条に渡って家中における様々な規則、取り決めを定め

たものである。

この掟書を定めたのは、当時家老であった菊池武昭、中村勝封、馬場正武の三家老であった。その序文⁵⁰によれば、家老三人で相談のうえ、過去の定書のほか「為後録」等に記録された先例を参照しながら新たな家中制度として立て、藩主信亨とも諮ったうえで定めたとしている。作成にあたり、序文では三人合議のうえとあるが、武昭が家老筆頭として主導的な立場にあったものと思われる。

序文では本定書を以降も改定していくべき旨を記しているが、そのとおりこの定書は以後も岡部藩家中を支える規則として長らく引き継がれていった。

同資料内には多数の朱筆による追記がなされているが、そのなかには天保十二年（一八四〇）の年記を有する書き込みもみえ、武昭らが作成した家中の定書が書き継ぎされながら少なくとも五十年間に渡って運用され続けたという事実は武昭の果たした役割の大きさを物語るものである。

なお、武昭らの序文に続けて、文化四年十二月改定時の菊池安兵衛武貞、鳥井仲右衛門徳隣⁵¹による序文が付されている。ここでは、家督に係る条文の改定を巡り、不用になった旧条文を削除するのではなく朱線引きを施して残しておく方針が定められており、武昭らが定めた規則が先規として尊重されていたことがみてとれる⁵²。

最後に、次節に掲げる藩主との関係とも関連するが、外向きの藩政のみならず、藩主まわりに関わる内向き的事柄にも家老の立場で深く携わっていた点について言及しておく。

「藩中家譜」には以下の藩主家族の儀式に携わっていたことが記録

されている。

・寛政六年十一月十八日

信操の御袴着の儀 ……武昭が腰当役を勤める。

・寛政九年十二月十三日

信亨女蓑姫の鉄醬初 ……武昭妻が鉄醬親を勤める。

・文化二年十二月(日付不明)

信操元服(御半髪・御袖留) ……武昭が烏帽子親を勤める。

御袴着の儀は今でいうところの七五三の儀にあたり、男児が五歳になった折に袴を着せる祝いの儀式で、腰当役はその場にあつて男児の肩衣・袴着用の介添えを行う役柄である。とりわけ、武家にとって重事である元服(成人)の儀式である御半髪・御袖留の儀、また、女子が初めてお歯黒をつける鉄醬始の儀において武昭ならびに妻が烏帽子親、鉄醬親をそれぞれ勤めている意義は大きく、加冠を受ける側・お歯黒を施される側と擬制的な親子関係を結んで仮親となることを意味する両役回りの重要性は言わずもがな、岡部藩では家老職にあるものがそれらの任にあつていたことが明らかとなる。

このほかにも、「藩中家譜」に拠れば菊池武貞も安部信古(一八一五—一八四二)の烏帽子親を文政九年(一八二六)に勤め、天保十四年(一八四三)には家老朝倉貴恭が安部信宝(一八三九—一八六三)の御袴着の儀で腰当役を勤めるなど、岡部藩では家老が藩主の儀礼に大きく携わっていた。

武昭はこのほかにも藩主安部氏の「由緒」に関する事柄にも関わつ

ている。

県立文書館には複数の安部氏の系図が収蔵されるが、その一つに「安部氏系図写⁵³」がある。同系図写は武昭の手にかかるものであるが、単なる系図を書き写したのではないことは、次に掲げた武昭の奥書が物語っている。

【史料十三】「安部氏系図」(写) 菊池武昭奥書

右御系図本書者信友公御自書也、在岡部源勝院之信盛公御木像之中、天明八戊申年信亨公御在邑之節、初而御拝見、乃写之、御本書者復藏源勝院矣、寛政元己酉歲四月五日 奉 信亨公之命写之 大夫臣菊武昭

⑤ ④ ⑤ ④

天明八年(一七八八)、藩主である信亨が岡部陣屋に在所の折、安部家歴代の菩提寺である源勝院に奉納された先祖信盛の尊像内に安部信友(一六三八—一七〇一)自筆の系図⁵⁵を見出した。系図は信亨閲覧後には元の通り像内に安置するべく源勝院に戻されることとなったが、藩主の手に置いておくための控えが求められたのであろう、その写しの制作が菊池武昭の手によって行われたのである。

系図という藩主の「由緒」に関わる品について、それも藩祖の木像内からみつかった当代藩主による自筆の系図を写すということの意味がどれほど重いものであつたかは想像に難くない。

これは、当時四十二歳で家老の地位にあつた菊池武昭が如何に藩主信亨からの信任を受けていたかを明らかとする資料といえる。

なお、本系図には文政十年(一八二七)の年記が入った包紙が付属する。包紙には当時の家老菊池武貞の墨書⁵⁶とともに封印があり、武昭による写しではあったものの歴代藩主が関わった由緒ある品として藩内で丁重な扱いをうけて伝世した。

同様の事例として、遠祖安部元真(一五一三—一五八七)がその軍功により徳川家康から拝領した判物「山中感状⁵⁷」に付属する包紙にも、歴代の家老らの手による封印⁵⁸がほどこされていることから、岡部藩では藩主の「由緒」に関わる品々、なかでも特に重んぜられた品は家老による厳重な管理下に置かれていたとみられる。

(二)「藩中家譜」にみる菊池武昭の事績と藩主との関係

前節でみてきた藩政への関りでは、武昭の事績は定番時の大坂同行を含めて家老の職務として他の家老らと共通するところが多く、武昭唯一といった特徴的なものはみられない。一方、本節でみる藩主との人間関係からは、武昭個人が際立った地位にあった人物であることが浮き彫りとなる。

岡部藩士は勤めを果たすなかで、時節の祝儀ほか格別の出精等にて多くの褒賞を手に行っている。無論、武昭もその例に漏れず、家老勤めに対する功労ほか、時節の祝儀などにて多くの品を受領しているのだが、折につけて当主信亨、先代当主信允から直々に拝領している例が目立つ。金銭の類はともかく、下賜品の内容をも、刀・脇差の大小をはじめ、下羽織、小袖や袴のほか多種多様に渡っている。

しかし、それら下賜品のほかに特記すべきが、武昭が「藩中家譜」に添えた藩主信亨、先代藩主信允からの「御意」である。

前掲【史料十二】も御意を示した記事であるのであわせて参照したいが、ここでは武昭が藩主信亨の大坂城京橋口定番就任に伴う大坂随行に際して藩主自筆をもって在坂中の加増が告げられた際の記録を挙げておく。

【史料十四】寛政七年九月十九日条 「藩中家譜」第四冊

一、同年九月十九日 御懇之御意之上、御自筆を以、在勤中十人口被下置候

其方義、自分家督後十年余も勤、度々勤功も有之候ニ付加増等差遣度存念に有之候所、時節柄類焼等ニ而無其義候、此度不存寄 御役儀蒙 仰、病中も不厭供申付候而大儀ニ候、此表ニ而ハ一人勤、其上御役先物入等多く候事ニ存候。右ニ付自分当表在勤中十人口之役扶持差遣候、兼々江戸表ニ而内々申聞候筋も有之候得共、自分とても御役中三千俵之御役米拝領之事ニ候得者外々江之無遠慮申請候様存候 御城入も無滞万事首尾好相済候事ニ候得者、祝儀与存申請候様ニ存候、先達而可申達と存候へとも引込中ニ候間、此節致出勤候ニ付申達候

卯九月十九日

度々勤功のあった武昭に対し本来であれば加増にて報いたいと思っていたが出費の増加等を受けてままならなかったこと、また体調優れぬなかでの在坂勤務となることに対して謝意を示しつつ、定番就任による大坂京橋口入城の手続きも無事済んだ祝儀も兼ね、家老一名体制

での在坂勤務の手当として在坂中の十人口加増を行う、との意を認め、た信亨自筆書状の控えである。

大坂勤番に家老一人での同行となる際、十人口の加増がなされるのは文化十年、天保十三年の加番同行に際してもみられるが、実はそれらの先例となったのが寛政七年のこの武昭への加増である⁵⁹。当時にあつて異例ともなる厚遇は、信亨による武昭への信頼感、その重用ぶりを示すものといえるのではなからうか。

概して信亨と武昭との間柄は親密であつたといつてよく、武昭の没年にあたる文化四年（一八〇七）十月、武昭が病に倒れた際には医師と見舞いの使者が送られ、翌月その死歿に際しては信亨・信操から前例のない御高配として香典金二〇〇疋の下賜があつたこともその事実を裏付けている⁶⁰。

このほか、特に藩主信亨と武昭との関係性の中で指摘しておきたいのは唐物を巡る贈答である。

信亨が唐物愛好大名であつたことは拙稿にて言及したところだが、武昭は寛政六年五月三日に信亨より唐本の『前後漢書』及び清人陸宙種（生歿年不詳）の画軸を拝領している⁶¹。

逆に、武昭から藩主への献上にあつても唐物が用立てられており、在坂時の菊池家宅に藩主信亨および嫡男信操が赴いた折には、武昭から信亨へ唐物箱一つ、信操へ唐筆一箱（当時清から輸入されていた水筆の類と思われる）が献上されている⁶²。

「藩中家譜」から窺える事例は多くはないが、武昭に中国文化への理解⁶³があつたことは間違いない、これらの贈答の背景には藩主信亨と同じく少なからず唐物趣向を持ち合わせていたことがあつたとみて

よいのではないか。藩主信亨との間に唐物を介した贈答が行われていた事実をみるに、信亨の少なからざる厚遇の理由の一端もそこにあつたのかもしれない。

信亨と武昭との関係性に加え、「藩中家譜」では武昭が先代の信允とも昵懇の間柄にあつたことを明らかとする。

信允が家督を継いだのが寛延三年（一七五〇）、武昭が出仕したのが宝暦七年（一七五七）であるから、藩士として武昭は長年の勤めを信允とともに過ごしてきた。その間柄が非常に親密であつたことは以下の史料が端的に示していよう。

【史料十五】寛政七年六月二日条 「藩中家譜」第四冊

一、同年六月二日 御隠居様御手自御小サ刀被下置候、右ハ御七十之御賀之節者大坂在勤中與思召候二付、此節御餞別旁被下置候、出雲守吉武作

これは、寛政七年に六十八歳を迎える信允が、信亨の大坂勤番に同行して上坂することが決まった武昭に対して、二年後の自身の古希の折には相見えられない可能性があることを慮ったうえで餞別として出雲守吉武作の小刀を下賜したエピソードである。

ただ、ここでの「餞別」には、二年後の七十の賀を前倒した祝儀としてのみならず、兩名の今生の別れに備えた形見分けの意味も多分に含まれていよう。

実際、寛政九年（一七九七）五月五日に信允は無事七十歳を迎え、在坂中の武昭からも祝儀の品が献上されるなどしたものの、寛政十年

十二月五日には信允大病の報せが大坂にもたらされ、早急に江戸へと出立した武昭であったがその死の際には間に合うことはできなかった。やむなく武昭は江戸着後に家老として信允葬儀の差配に加わっている。本記事は信允と武昭の長い君臣関係のうちに培われた関係性の深さを垣間見せるものといえるだろう。

信允と武昭を巡っては、ほかに武昭の祖父武真に触れたものがあるのでこの機に掲げておく。

【史料十六】寛政四年八月廿九日条 「藩中家譜」第三冊

一、同八月廿九日 御隠居様方拾御羽織被下置候、

御意

其方祖父兔睡物好ニ而附ケ候紋所、我等も年ニあやかり候様附申候、其方も兔睡ニあやかり候様ニと相贈候

兔睡は前掲「信復聞書」でも登場した武昭の祖父菊池武真を指すが、信允から武昭に下賜された拾羽織には武真（兔睡）が用いた紋が附されていた。

紋所を巡る背景や信允の意図は掴みがたいが、武昭の祖父武真は信允にとって思い出深い数寄者であったようで、その例にあやかっているとわざわざ武真の用いた紋を配した拾羽織を持えたことからみても、武昭のみならず武真が藩主と親密な関係性を築いていたことが看取できるだろう。

ここまで菊池武昭を巡り、藩政面ならびに藩主との関係性の両面から雑駁ながら幾つかの記録を「藩中家譜」から抄出して示してきた。

おせじにも全体像を明らかとしたものではないが、採りあげた幾つかの事例からみても、武昭を含めて菊池家と当代藩主の間には極めて良好な関係性が築かれていたことは明らかであり、殊に武昭は存命当時岡部藩にとって重きを置かれる存在であったことは間違いないものといえるだろう。

おわりに

以上、本稿では、岡部藩家臣団研究の端緒として、藩家老に焦点を当て江戸時代中後期に家老であった菊池武昭の事績について言及してきた。

前段として菊池武昭を生んだ菊池家の出自から安部家との接点ならびに歴代についても触れつつ、岡部藩における菊池家の立ち位置を相対化するべく可能な限りの藩家老就任者を追ってみたが、いずれも断片的な提示となったことは承知しながらも特に岡部藩内における菊池家の立ち位置について、筆頭家老家として朝倉家と並立する存在感の大きさが明示できたのではないかと思う。

後段では菊池武昭について「藩中家譜」を中心にその事績を追った。ただ、現存する資料からでは前半生を追えずに後半生に絞っての言及とならざるをえなかったため、その全体像を明らかとするに至れなかつたが、本稿で挙げた後半生の断片的な事績のうちからも、岡部藩家老の職掌とともに、武昭が藩政において藩家老という枢要の地位にあつて多くの働きをこなし、また、藩主安部家の当主らとの親密な関係性を構築していた点についておぼろげながらに明らかとすることができたのではないか。

それらを見るだけでも、菊池武昭が江戸時代中後期の岡部落にとつて際立った存在であり、「安部にも過ぎたるものが二つある菊池安兵衛」とび焼の瓶」と称されるに足る菊池家を代表する人物であったと言つても差し支えないものと思う。

本稿で採り上げた「藩中家譜」は、藩士の履歴書としての側面が強く、藩士らの個別具体的な活動については子細に捉えがたいところがある。しかし、本文中にても述べたように分限帳とは比較にならない多くの情報を有しており、現在のところ岡部落藩士の動向を追う上での根本的な資料と位置付けられるだろう。

また、「藩中家譜」とともに本文中にて紹介した「為後録」は、主題とした菊池武昭存命期間に該当するものが一冊しかなかったために本稿で参照する機会に乏しかったが、家老による記録を留めた藩の公的な日記だけあって藩士の動向、冠婚葬祭や年中行事・年中儀礼、また藩政にまつわる記録を多数所収している。岡部落内の動静を知るうえでこちらも欠かすことができない資料といえるものである。

本稿でもその多くを両資料に依拠しており、岡部落研究を促進させるうえで両資料がもつ有用性については言を俟たない。今後これらを活用した研究が進むことを期待したい。

最後に、「安部に過ぎたる」とされた世襲家老家菊池家の武昭以後の動向について、概要を示して終えることとしたい。

本稿でも度々その名を挙げてきたが、武昭の息子武貞は父と同じく家老までのぼり、藩内最高の禄高三〇〇石を拝するなどして大いに活躍していたことが「藩中家譜」等の諸資料にはみえている。

武貞の家老在任期間は父武昭を上回る三十二年を数え、その実績は

父武昭の跡を継ぐに相応しいものといえ、武昭と武貞二代に渡り藩の楚石となる人物を輩出した菊池家の行く末は安泰かにみえた。

しかし、事実はそうはならず、菊池家の栄華はこの武貞までで、世襲家老家の地位は武貞の子の武懿の代で終焉を迎えることとなった。

武懿は幼名「捨五郎」を藩主から直々に賜るなど功臣菊池家の次代として厚遇を受け、父武貞が歿した天保五年（一八三四）には家督を継いで家老に就任、禄高も三〇〇石に達するなど祖父・父に続いて盤石な体制を築くかにみえた。

しかし、転機がおとずれしたのは、武懿の家老就任から三年後の天保十二年（一八四一）で、家老菊池武懿および撰津桜井谷陣屋代官田淵栄次郎らの不正を糾弾する訴状が大坂東町奉行に提出されるに及んだ、いわゆる第一次桜井谷騒動によつて武懿は失脚した⁴。武懿には役儀御免と隠居の処分が下り、それとともに江戸藩邸を引き払って半原への居住が命ぜられた。この武懿の失脚をもつて岡部落藩政の中心から菊池家は外れることとなったのである。

その子・慕（武珍）が、弘化四年（一八四七）に禄高一五〇石の給人となつて江戸藩邸勤めに復したのも束の間、慕もまた文久二年（一八六二）三月十二日に藩主の意向によつて八十石を召し上げられ、再び半原への異動を命ぜられるに至っている⁵。

確認できる範囲でも六名もの家老を生んだ世襲家老家菊池家は、武懿の失脚以後、失った家老職への復職はなく、慕が減ぜられた時の禄高七十石三人口、御給人の地位で明治時代を迎えることとなった。

現在、大正時代に建てられた菊池家の墓碑が三河洞雲寺（愛知県新城市）に遺されている。

【表1】「藩中家譜」第三冊載録藩士一覽

家臣名	役職	禄高	家臣名	役職	禄高	家臣名	役職	禄高
71 松浦賢之進高綱	御右筆	高8兩3人扶持	36 若森太左衛門久周	御物頭格 御広間助	高90石3口	1 菊池安大夫武昭	家老職	高300石10人扶持
72 松下専右衛門綱典	御中小性 御広敷番	高金6兩3人口	37 渡辺健五郎重章	御近習見習	80石3人口	2 中村源五右衛門勝封	家老職	150石 役料50石
73 松井常八吉武	御中小性	高金7兩2人扶持	38 神谷庄兵衛通虎	御納戸席 御儒者	高100石	3 小林五郎大夫安能	家老職	高150石 足高30石
74 松下専治綱孝	御次番格 書役見習	高金2兩1人扶持	39 加藤助右衛門貞友	御給人席 ■金御抱屋敷守	高60石3人扶持	4 菊池安兵衛武貞	御御用人	高50兩3口
75 福嶋小一兵衛朝真	御取次 御従士頭	高110石	40 加藤助八郎貞休	御中小性	金7兩 2人口	5 鈴木栄助勝博	御用人役	高100石3口 内10石足高
76 古澤陽右衛門邦宣	御近習 御奥附	高金9兩3人口 御役料1人口	41 神谷三左衛門政孝	御中小性 御藏方	高金8兩2人口 御役料銀2枚金 200疋	6 小菅助左衛門清茂	御用人役	高100石 御役中3口
77 古川友之進景由	御近習	高50石3人扶持	42 吉橋丈右衛門茂濟	御隠居様御附 御階役	高12人口 御役扶持1人口	7 水原文太夫徳昆	御用人格 棋丹那代	高90石3人扶持 御役料12枚
78 福嶋吉三郎朝一	御中小性	金7兩2人口	43 吉野九郎治辰直	御納戸	高8兩3口	8 石野三左衛門勝房	御元ノ役	高60石3人扶持 御役料銀5枚
79 小林幸五郎安俊	御近習席	御鼻紙料金3兩 2人口	44 吉村数右衛門貞通	棋丹御代官	高10兩3人扶持 御役料5枚 銀土方御役料銀2 枚	9 猪野伊助貞栄	御近習	高40石3口
80 朝倉元之進貴恒	御取次	高300石	45 吉田善右衛門有義	御右筆	高金8兩3人扶持	10 岩井順庵庵	御医師	高14口 養種料金5兩
81 朝倉直之進貴興	御取次	高150石	46 吉橋栄五郎茂承	和三部様御附 御納戸格	高金7兩2人口	11 飯嶋直太夫勝祿	御給人 御馬役	高9兩3人扶持 御役料銀2枚
82 青木玄寿重喜	御階次席 御医師	70石3口 御業料金5兩	47 吉田万吾政義	御中小性 書役	高金7兩2人口	12 石井太助永孚	御隠居様御 附 御近習	高8人口
83 赤松代八善勝	御給人 御馬役見習	高金7兩3口	48 吉村弁蔵景文	御中小性席 御藏方	金5兩2人扶持	13 井上伝右衛門士義	御近習同格 御儒者	高10人扶持
84 青木清左衛門好清	御中小性	金7兩2口	49 高橋忠右衛門家能	御留守居	高70石3口 御役料金7兩	14 伊原栄次勝則	御近習	高10口
85 斎藤藤内重武	御使番	高50口3人扶持	50 反町伝蔵政郷	御給人	高9口	15 井上三十郎久敬	御隠居様御 附 御納戸	高7人口
86 坂本嘉平治嘉昌	御階役	高金9兩3人扶持 御役料銀3枚	51 曾田春東朝明	御次番	高金5兩2人扶持	16 伊藤久次郎温徳	御隠居様御 附 御近習	高100石 御役中3口 15人扶持 銀土方御役料銀2 枚
87 斎藤謙輔重制	御納戸同格	高金7兩2人扶持	52 中村源太夫勝承	御物頭同格 御側頭取	高12人扶持	17 井指長左衛門公愷	棋丹御代官	高60石3人扶持 御役料米5俵
88 水野藤九郎克忠	御給人次席	高8口	53 内藤半助元仁	御給人	高40石3口	18 長谷川常左衛門久充	郡奉行 御階格	高金7兩2人扶持 御役料銀2枚
89 柴山七郎兵衛方直	御物頭	高100石	54 中村文右衛門重直	御中小性同席 奥御勝手役 御台所目付兼帯	高金7兩2人口 御役扶持1人口	19 長谷川恒五郎久豊	御代官	高金9兩3人口 御勝手相助候御 役料銀1枚
90 志方伝左衛門広高	御使番	高50石3口 御役料銀3枚	55 中野左内善直	御給人次席	高8人口	20 馬場駿次正矩 ※父正武は家老 高130石役高50石	御近習見習	高130石
91 柴山十左衛門方慶	御近習	高9人口	56 中嶋元右衛門保高	御次番席 御台所目付	高金9兩3人扶持 御役料銀2枚金 200疋	21 春名銀右衛門利邑	御隠居様御 附 御近習	高金9兩3人口 御勝手相助候御 役料銀1枚
92 志方左仲喜敬	御目付	金7兩2口 御役料金3分 高70石3口 御役料12俵	57 永田林助勝安	御次番席 御台所目付	高金6兩2人扶持 御役料金200疋	22 春名又五郎邑高	御中小性	高金7兩2人口
93 望月奎兵衛高文	御元ノ武三御郡代兼帯	高70石3口 御役料12俵	58 向作之進長清	御使番席 御留守居添役	高40石3口	23 花村又三郎嘉珍	御給人	高40石3人扶持
94 望月十郎右衛門久雄	御給人	高10口	59 内山平右衛門伊寿	御階役	高12人扶持	24 西村彦之丞善重	御物頭	高60石3口
95 望月太兵衛久達	御給人	高8口	60 内山半七郎安充	御納戸役	高金7兩2人口	25 丹波左膳正長	御中小性	高金7兩2人扶持
96 師岡喜八郎英孝	御近習見習	高80口3人扶持	61 野沢清六正次	御中小性	高金8兩2口	26 豊泉丹治正敏	御隠居様御 附 御近習	高120石
97 茂木元七光長	御台所目付 御中小性格	高金7兩2人口 御役料金200疋	62 久地兼卯之助助豊	御近習	高10石	27 鳥井仲右衛門徳成	御給人席 御目付介役	高70石3口
98 鈴木文強彊	御医師	高12口	63 久保田慶八郎勝興	御納戸	高金8兩2人扶持	28 大野藤右衛門重好	御隠居様御 附 御納戸	高8兩3人口
99 須藤幸太夫正永	御納戸格 岡部御作事方地方見 習	高8人扶持	64 倉光平助義隆	御給人	高10人口	29 小倉五郎兵衛方成	御給人次席	高9石
			65 山崎五左衛門英貞	御隠居様御附 御近習	高9兩3人扶持	30 小倉伝吾方知	御中小性	金7兩2人扶持
			66 山本茂左衛門高遠	御給人 御作事奉行	高40石3人口	31 織田三郎兵衛延康	岡部御代官	高13人扶持
			67 山本武太郎元吉	御納戸	高金8兩2口	32 尾崎甚左衛門昌豊	岡部御代官	高40石3人扶持
			68 山崎三十郎元貞	御中小性	高7兩2人扶持	33 橋本八郎正尧	三河国御領 分御代官	高9人扶持 御役料銀2枚
			69 松本八郎右衛門武久	御近習頭取 御物頭格	高12口	34 岡本与左衛門利季	御給人次席	高金8兩2人扶持
			70 松本三之丞建旆	御納戸 御供方	高11口	35 岡本与八郎重矩	御中小性次 席	高金3兩1人扶持

- ・「藩中家譜」第三冊より作成。
- ・色塗り部分は禄高100石を超える藩士。
- ・載録した人名・役職・禄高は、事績が提出された寛政四年十二月時点のものに統一している。

【表3】安永四年以降の岡部藩家老一覧稿

【表2】慶安元年~安永三年までの岡部藩家老一覧

Table with columns: 和暦, 西暦, 家老1, 家老2, 家老3. Lists family elders from 1775 to 1868, including names like 菊池武昭, 中村勝封, 馬場正武, and 菊池安兵衛.

Table with columns: 和暦, 西暦, 家老1, 家老2, 家老3, 家老4, 家老5. Lists family elders from 1648 to 1774, including names like 神谷太郎左衛門, 河内六左衛門, and 北嶋弥右衛門.

・【表2】は「摂津国御拜地以来御役人附」を基に作成。
・【表3】は「藩中家譜」『為後録』『分限帳附録』ならびに「小姓以上分限帳」(慶応二丙寅年八月)、「御家中分限帳」(慶応四年)を基に作成。
※【表3】は、上記資料に基づき作成した現時点での家老の一覧表であり、歴代家老を網羅したものではない。
※【表3】の網掛け部分は当該年次を記した「藩中家譜」が現存しない、または家老が登場しない期間。「藩中家譜」内の書上げから家老就任期間が判明する場合は、() 付きで示した。
※「為後録」の月番ならびに記事から家老在任中であつたことが判明する場合には【 】内に収めて補った。
※新城市富岡岡部藩鈴木家文書「分限帳附録」により家老在任時期が判明した者は【 】で示した。
・寛政元年の<馬場兵右衛門>、文化四年の<鳥井仲右衛門>は、「安家制度」から補った。
・慶応二年、同四年の分限帳から補った者には先頭に※を付した。

【菊池武昭後半生年譜稿】

年号	西暦	年齢	事績
			<ul style="list-style-type: none"> ・延享4年（1747）：菊池安兵衛武村の子として誕生。 ・宝暦7年（1757）：11歳で岡部藩に出仕。 ・明和8年（1771）：25歳時点で御用人として勤務。【信復聞書】 ・安永7年（1778）：32歳で家老就任。 ・天明6年（1786）：安部信亨の加番就任に伴い大坂勤務。【兼葭堂日記】 ・天明8年（1788）：3月に海野弥兵衛信包から献上された安部元真具足を受け取る。【安部家No.448】 ・寛政元年（1789）：4月5日、天明8年に源勝院の安部信盛木像のなかから発見された安部信友自筆の安部家系図を安部信亨の命により書写する。【安部家No.184-1】 7月（日付無し）、家老中村勝封・馬場正武とともに家中制度（「安家制度」）を定める。※文化4年に家老武昭息武貞・鳥井徳隣により改訂。【池田氏収集No.11】
寛政2	1790	44	<ul style="list-style-type: none"> ・1月7日：御隠居（信允）より年始の御祝儀として七草。※天明7年以来毎年拝領。 ・8月9日：上方銀主との交渉の御用を仰せ付けられ上坂。出立前に単御羽織を拝領。 ・9月1日：信亨御男子（信操）誕生。安三郎と命名されるに付き、菊池父子（安太夫・安兵衛）の改名について伺う。※改名不要との仰せだが、憚って息子武貞は「真兵衛」と改名。 ・11月3日、信操が庭（上屋敷か）の稲荷参詣の折、菊池家私宅に立ち寄る。※肴を拝領 ・11月23日：御隠居（信允）より裏付きの御上下を拝領。※上方への用向きにて度々出向の功への労い。平生より着用すべき旨承る。 ・12月11日：『晋書』一箱及び白銀三枚を拝領。※上方への用向きにて当年の勝手向（藩財政）に功あるを以って贈られる。
寛政3	1791	45	（記述なし）
寛政4	1792	46	<ul style="list-style-type: none"> ・1月8日：後藤清乗作の御小道具（刀装具）付きの大小を拝領。※勝手向（藩財政）につき尽力があったため、また旧冬の損毛にて家中手当も危ぶまれるところ滞りなく済ませた功を以って贈られる。 ・3月16日：上方御用（銀主交渉か）につき上坂。出立前に羽二重一反拝領。 ・8月29日：御隠居（信允）より裕・羽織拝領。※武昭の祖父兎睡が好んだ紋意匠をあしらい、着用するよう御意を賜る。
寛政5	1793	47	<ul style="list-style-type: none"> ・1月7日：小袖一着、白銀七枚拝領。※勝手向（藩財政）にかねてから取り計らいがあったことで昨年暮の振合も宜しく、また本年も上坂あるにつき贈られる。 ・8月19日：上方御用仰せ付けられ、24日に羽織一着拝領。同月25日出立。 ・11月朔日：上方御用向き滞りなく相済み帰府。 ・12月15日：上方御用向き滞りなく勤めるにつき銀五枚拝領 ・12月（日付無し）：安三郎（信操）が若殿となるにあたり、名を「休太夫」と改名。
寛政6	1794	48	<ul style="list-style-type: none"> ・1月10日：麴町より出火、類焼あり。 ・3月2日：四谷下屋敷に在住の折、小袖を拝領。 ・5月3日：唐本の『前後漢書』並びに明（※清人）の陸宙種の画の掛物を拝領。 〈5月より8月：武昭病につき、息武貞が御家老衆御用向取扱方を勤める。【「藩中家譜」四 菊池武貞】〉 ・8月15日：若殿（信操）から御用人衆の使者があり、名前の一文字「安」を拝領。「安太夫」への改名を仰せ付けられる。 ・11月18日：若殿（信操）御袴着の儀において御腰当役を勤めた功により、若殿より麻御上下を拝領。
寛政7	1795	49	<ul style="list-style-type: none"> 〈3月：児玉空々ら空々琴社、春木南湖・十時梅屋ら長島藩士出席の詩会に参加【安部家No.196】〉 ・4月14日：藩主信亨の大坂京橋口定番拜命に伴い、15日に上方引越しのお供を仰せ付けられる。金数十両を拝領。 ・6月2日：御隠居（信允）自らより御小サ刀拝領。※信允七十の賀の節（信允は本年68歳）には武昭が大坂在勤中と見越し、餞別として下賜される（出雲守吉武作）。 ・6月17日：大坂発駕前に御単羽織を拝領。 ・9月19日：御懇ろの御意の上、信亨自筆をもって大坂在勤中十人口を拝領。※信亨が家督を継いでより十年余に渡って勲功あるなど、格別の配慮を以って加増する旨、信亨からの上意あり。
寛政8	1796	50	<ul style="list-style-type: none"> ・3月22日：小袖一着拝領。 ・8月15日：大坂城代の留守中滞りなく勤務が相済んだため、御祝儀として時の御上下を拝領。 ・12月26日：懇ろの御意につき、裏付きの御上下・銀二枚を拝領。

年号	西暦	武昭 年齢	事 績
寛政 9	1797	51	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月7日：信亨・若殿（信操）、大坂の菊池宅へお見え。八丈縞の御召物一着拝領。武昭の息・武貞（真兵衛）へ郡内縞一反、母・妻へ綿一包ずつ、孫三人へ縮緬御襦袢をくださる。信亨へ唐物箱一つ、若殿（信操）へ唐筆一箱ほか献上。 ・ 3月晦日：信亨室・蓑姫（信亨娘）、菊池宅へお見え。三つ引御紋付表一反、武貞へ御袴地一反、武昭妻・武貞妻へ御服紗、母・孫共へ御包物を下さる。蓑姫より郡内縞一反、そのほかへ御包物等を下さる。信亨室へ花見筆筒、蓑姫へ組硯箱を献上。 ・ 5月5日：御隠居（信允）七十の年賀に付き、御上下一具、御紋単物一着拝領。武昭母妻へ御帷子一着ずつ並びに武貞妻、孫共へも下賜品あり。※江戸表より差し上らせたうえ、下賜される。 武昭の母 78 歳となるにつき、御祝儀として城内定番屋敷へ召され、信亨より御紋御単物一着拝領。信允への御祝儀として舞扇子三本、武昭の母妻より寿饅頭を献上。 ・ 12月13日：信亨四十の年賀につき御祝儀として御紋付表一反拝領。別に内々に裏付き御上下一具を下される。信亨四十の賀の御祝儀として南京組猪口十ヶを献上。 蓑姫の鉄醬初に付き、武昭妻が鉄醬親を仰せ付けられる。鉄醬道具一式を献上。蓑姫より武昭妻へ御小袖料金一〇〇〇疋を下賜。武昭母・武貞も御綿を拝領。信亨室より武昭妻へ御紋付き小袖一着を下賜。
寛政 10	1798	52	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月5日：信允大病の旨、江戸より急報。信亨より早速出立すべく仰せ付けられ、綿入御羽織一着拝領。 ・ 12月6日：江戸表へ罷る途上、御逝去に付き江戸にて御葬式御用向きを取り計らう。
寛政 11	1799	53	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月（日付無し）：信允御遺物として、備前則光御小サ刀一腰、御羽織一着拝領。武昭母・妻・娘へも御召物を下さる。 ・ 1月25日：信允御葬儀など済み、大坂へ帰着。 ・ 2月28日：延引されていた暮れの御褒美として、信允の葬儀にて江戸表へ罷り越したこととあわせ、御意をもって御小袖一着、銀五枚拝領。 ・ 4月14日：大坂城代留守中、滞りなく相勤めた功により、御祝儀として御肩衣一着、銀二枚拝領。 ・ 12月28日：暮れの御褒美に付き、裏付き御上下一具、銀二枚を御意を以って拝領。
寛政 12	1800	54	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月28日：暮れの御褒美につき、御意をもって小袖一着、銀二枚拝領
享和元	1801	55	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月1日：大坂城代留守中、滞りなく相勤めた功により、御祝儀として御肩衣一着、銀二枚拝領。 ・ 3月4日：信操の痲瘡快癒につき、信操より御祝儀として小袖一着拝領。 ・ 8月6日：武昭の孫男子（武懿）出生につき、12日の七夜に、厚く思し召しをもって信亨より「捨五郎」の名前を拝領す。御単物一重拝領。信操・信亨室・蓑姫よりも御反物等拝領。 ・ 12月28日：暮の御褒美につき、御意をもって御小袖一着、白銀二枚拝領。
享和 2	1802	56	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月暮：暮の御褒美につき、御意をもって御小袖一着、白銀二枚拝領。
享和 3	1803	57	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月17日：大坂城代留守中、出精相勤めるにつき、御意をもって八丈島一反、銀二枚を拝領。 ・ 4月（日付無し）：江戸御用向き仰せ付けられ下向。 ※9月14日：帰坂。 ・ 12月27日：（暮れの御褒美として）御意をもって小袖一着、銀二枚拝領。
文化元	1804	58	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月20日：信亨の江戸参府御供につき、紹御羽織一着拝領 ・ 5月24日：蓑姫付き添いとして大坂を出立。 ※6月9日：江戸着。 ・ 11月26日：信允七回忌につき、晦日に岡部表（源勝院）へ信亨代拝仰せつかる。御熨斗目一着、麻上下一具を拝領。 ※27日出立。12月4日帰着。 ・ 12月28日：（暮れの御褒美として）御意をもって小袖一着拝領。
文化 2	1805	59	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月（日付無し）：信操の御半髪・御袖留（元服）にあたり、烏帽子親を仰せつかる。粟穂金紋の二所物（刀装具）を差し上げる。御祝儀として御小袖一着拝領。 ・ 12月26日：於民（信亨の娘）の酒井縫殿頭との婚姻にあたり、御引き移しの御用多く勤めるにつき御祝儀下賜の御意を以って 28 日に銀二枚拝領。

岡部藩家老菊池家と菊池武昭について（高田）

年号	西暦	武昭 年齢	事 績
文化 3	1806	60	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 11日：信亨の隠居・信操の家督相続御用掛仰せ付けられる。 ・ 5月 15日：養姫の増山備中守正寧との御婚姻成立につき、御用多く相勤める功により、御祝儀下賜の御意を以って銀二枚拝領。 ・ 8月 6日：信操の御乗出（元服）・信亨の隠居・信操家督相続の御祝儀並びに出精相勤める功により、厚く御意を以って殿様（信操）より長御上下一具・銀二枚を拝領。御隠居（信亨）よりも御紋付御単物一着拝領。信操・信亨へ干鯛一折ずつ献上。 ・ 8月 15日：信亨隠居・信操家督相続の御用掛相勤めるにつき、信操より銀二枚、信亨より次御上下一具、厚く御意をもって拝領。 ・ 10月朔日：大坂表銀主向御用を仰せ付けられ上坂するにより、御意をもって縮緬綿入れ御羽織拝領。信亨よりも拝領物仰せ付けられ、2日に出立。 ・ 12月 26日：大坂より帰着。 ・ 12月 27日：年男を仰せ付けられる。 ・ 12月 28日：信操の家督相続後、未だ下賜無きにつき、御意を以って長御上下一具拝領。あわせて信操家督相続後初めての歳暮につき金五〇〇疋拝領。年男勤めるに付き、祝いの席において御熨斗目一着拝領。
文化 4	1807	61	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 11日：旧冬、大坂表にて銀主方へ掛け合い出精勤める功により、厚く御意をもって御小袖一着、銀五枚を拝領。信操より御紋付晒御帷子一着拝領。※同役勤めたもの一同拝領。 ・ 8月 2日：御在所（岡部）への御供仰せ付けられる。 ・ 9月 4日：御在所（岡部）への御供につき、綿入御羽織一着拝領。 ・ 9月 14日：御在所（岡部）への御発駕につき御供。 ・ 10月中：岡部表において病臥のところ、信操からの厚い思し召しを以って御出入の医師吉益衛門を招いて治療にあたらせる。信亨よりも厚い思し召しをもって武昭と続柄である藩中の綱島波江を看病人として岡部へ遣わされ、武昭妻とともに13日に岡部表へ出立。 ・ 10月 17日：武昭病に付き江戸表への帰着を願い奉り、綱島波江・武昭妻ら一同江戸表へ帰着。信亨より武昭病につきお尋ねあり。 ・ 10月 29日：武昭病氣中症（中風）の容態にて、たとえ快復したとしても回復が覚束ないため、隠居を願い奉り、息安兵衛武貞への家督相続を仰せ付けられたいとの願書を差出す。信操留守中につき、信亨差留めのうえ、願書は御在所（岡部）へ御一覽として遣わされるべき旨仰せられる。 ・ 11月 2日：病氣により万一合い果てた場合には、不調法者ではあるが武貞に家督仰せ付けられたき旨の願書を差し出す。同日、願書差出ののち武昭死去。 死去に伴い、信亨より武貞へお悔やみとして近習使が遣わされる。別段御懇意の旨をもって御用人の久地楽甚助（御隠居様御附）を菊池家宅まで遣わされ、御香典金二〇〇疋を下賜。久地楽甚助は信亨代香として菊池家へ。※誠に別段の思し召しにて前例の無い御高配。 信操より隠居差留につき願書を差し戻されていたが、行き違いにより死歿後となったため、武貞まで御用人衆をもって仰せ渡される。 ・ 11月 7日：信操よりも御香典金二〇〇疋を拝領。※別段の御懇意により、前例のない御高配。 ・ 召し出されてより当年まで 51年相勤め、家老職 30年を勤める。

- ・「藩中家譜」第三冊から第六冊を基に、他の安部家関係文書を参照して作成した。
- ・表中にみえる区切りの線は、「藩中家譜」の冊の変わり目を示す。

註

¹ 徳川林政史研究所が所蔵する寛文年間に記された「大名類別書上」（表題…慶長年間諸大名配置書上）は、十種類に分別された譜代衆のうち、安部家を「天正年中方慶長五年迄被 召出候輩」に分類している。本資料ならびに分類については、松尾美恵子「近世大名の類別に関する一考察」（『徳川林政史研究所紀要』昭和五十九年度 徳川黎明会、一九八五年）に詳しい。

² 信盛以後、寛文八年（一六六八）の信之定番就任で三河国内に三〇〇〇石、貞享三年（一六八六）の信友大番頭就任時に二〇〇〇石（丹波）を拝領している。

菅良樹「近世京都・大坂の幕府支配機構 所司代城代 定番町奉行」（清文堂出版、二〇一四年）では、大坂勤番在職中のみ上方領地を配されるケース、すべての領地が上方に移されるケースのほかに、安部家や保科家を例に定番退任後も上方領置の継承が許されたケースが挙げられている。宮本裕次「研究ノート 大坂定番制の成立と展開」（『大坂城天守閣紀要』第三〇号 大坂城天守閣、二〇〇二年）は、慶安年間までの定番職に伴う一万石の加増を、重職に伴う褒美および大坂城周辺に所領を与えることで藩財政を支えさせる目的があった点について指摘する。

³ 『新編埼玉県史』通史編3近世1（埼玉県、一九八八年）、同通史編4近世2（一九八九年）。陣屋が置かれた桜井谷、半原については『新修豊中市史』第1巻通史1（豊中市、二〇〇九年）、同第8巻社会経済（二〇〇五年）、『新城市誌』（新城市、一九六三年）等がある。藩教育では『埼玉県教育史』第2巻（埼玉県教育委員会、一九六九年）が、特に藩校について詳述する。

このほか、岡部藩士高橋家に伝来した文書（埼玉県立文書館収蔵 高橋家（岡部藩安部家家中）文書 ※以下、高橋家文書）を基に半原陣屋と役人たちの様相を記した、神谷智「江戸時代の地方役人と村人の日常の日々―三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留を読む―」（株式会社シンプリ、二〇一七年）があるほか、同氏による半原陣屋御用状留の翻刻成果が「【史料紹介】三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留」（一〇一四）として『愛大史学』（愛知大学文学部人文社会学科歴史・地理学コース）に掲載されている。

⁴ 拙稿「文書館資料にみる岡部藩主安部家の文化交流の一断面―長島藩・空々琴社との交流」（『文書館紀要』三十三号 埼玉県立文書館、二〇二〇年）、「岡部藩主安部家と異国文化を巡って」（同三十四号、二〇二一年）参照。

⁵ 前註4「文書館資料にみる岡部藩主安部家の文化交流の一断面―長島藩・空々琴社との交流」参照。藩主安部信亨の別業新築祝いの宴席で兩名も漢詩を寄せている。

⁶ 『八名郡志』（国書刊行会、一九八七年 ※一九二六年刊行『八名郡誌』の復

刊本）参照。本語の言い回しには異説があり、「阿（安）部撰津の守には過ぎたるものが二つある。表御門に菊池安兵衛」とするものがある（『神津カンナの私家版・家計帖』何故、我が家の女は自立してるのか（『青春と読書』第一一三号 集英社、一九八六年）所収）。筆者である文筆家の神津カンナは女優中村メイコの娘で菊池家の末裔にあたる。

参考：「特集 中村メイコさんのこと」（富岡ふるさと会館編）
<http://tomioaka-achi.jp/san/sensoutaikent/pdf/takenmeiko-1.pdf>

⁷ 県立文書館では、藩主関係文書のほか、藩士であった高橋家から寄贈された「高橋家文書」を収蔵する。このほか、半原には藩士鈴木家伝来の文書（一部が県立文書館県史編さん資料内に紙焼き複製されている。ほか『新城市史』等に所収。以下、鈴木家文書）、桜井谷では地役人として陣屋役所向書方助役に取り立てられた安田家伝来文書（『新修豊中市史』ほか所収）等が現存する。

なお、県立文書館収蔵の藩主安部家に関する二種類の文書「岡部藩主安部家文書」「池田氏収集岡部藩安部家文書」について、本稿ではそれぞれ安部家文書、池田氏収集文書と記す。

⁸ 県立文書館収蔵 高橋家文書No.31。埼玉県史調査報告書『分限帳集成』（埼玉県県民部県史編さん室、一九八七年）所収。このほか、米田博藤「小藩大名の家臣団と陣屋町3―南関東・中部―」（クレス出版、二〇二一年）では、岡部藩の分限帳として慶応二年の「小姓以上分限帳」「大小姓以下分限帳」（池田氏収集文書No.54、同No.55）、明治三年の「従前分限帳扣」（前註7鈴木家文書）を挙げている。

また、桜井谷陣屋役人であった安田家にも文久三年（一八六三）作成とみられる「御家中分限帳」が存在する（未見）。『新修豊中市史』第5巻 古文書・古記録（豊中市、二〇〇一年）に部分翻刻がある。

藩士の脇付には留守居や郡奉行代官などの名称もみえているが、ここでは分限帳内で見出しとなる職名に拠った。

¹⁰ 「小姓以上分限帳」（池田氏収集文書No.54 縦一五・七×横二二・四cm）、「大小姓以下分限帳」（同No.55 縦一五・五×横二二・〇cm）とも茶色染紙の包紙ならびに表紙を有し、それぞれに年記がある。

両冊は慶応四年の分限帳に比してあまり言及されない資料だが、前註8の米田氏論著に言及がある。氏によれば、両冊から窺える家臣総数二六七人はやや小規模で、一〇〇石以上の高禄者（七名）は二万石大名としては平均的規模。

同氏の整理は家臣団の概要を掴むに益するところも大きいですが、本分限帳に多数残る綴じから外れた短冊の位置づけを誤っている節が見受けられるので留意する

必要がある。氏の作成した表では禄高一〇石未満の「小役人」内に一五〇石の人物を置くが、これは未綴の家老豊泉善左衛門の短冊に拠ったものと推測される。¹¹ 現在綴じから外れた短冊はすべて一括して「大小姓以下分限帳」に収められ、伝来の過程で職禄に関わらずにまとめられてしまったものと思われる。旧短冊の一例として家老格 織田六郎兵衛の「用人留守居兼帯」(禄高一〇石・足高十石) 職時代のものが残っている。その短冊では、慶応二年九月十六日付の加増が記録されていることから、分限帳作成後程なく使用された短冊とみられ、明治二年の家老格昇進に伴い差し替えられたと思われる。

なお、慶応四年の分限帳での同人は御用人 禄高一三〇石である。

¹² 本文中後掲の「為後録」には安政七年(一八六〇)一月に豊泉善左衛門が家老格に昇格した記事があるため、短冊中の進席は家老格から家老への昇格を指すとみられる。慶応四年の「御家中分限帳」の禄高と本分限帳のそれとを比較すると、前者の禄高は本高と足高を合わせた合計の数字を記していると思われる。

¹³ 前註8の米田氏の挙げた「従前分限帳扣」(明治三年十二月)のほか、明治時代に半原県になって以後の分限帳である「半原県貫属分限帳」(明治四年七月)、幕末から明治極初期までの藩士の事績を簡単に記した「分限帳附録」(全八冊)が残る。いずれも県立文書館収蔵の県史編さん資料内に紙焼き本があるほか、「従前分限帳扣」は齊藤伊勢松『岡部藩始末』(齊藤伊勢松、一九九七年)に全文翻刻がある。

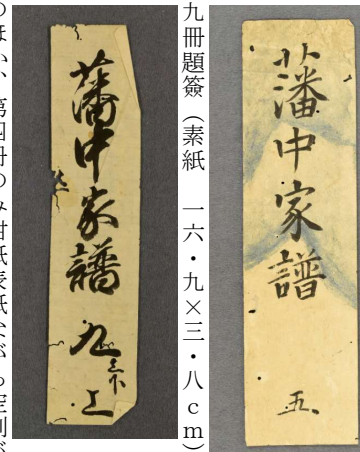
¹⁴ 大正三年に挙行が予定された安部氏の菩提寺源勝院での法要にあわせて制作されたガリ版刷りの小冊子。参列する旧半原藩士に配布する目的で岡部陣屋の記憶を筆述する。私家版、大正二年版。埼玉県立熊谷図書館にて閲覧可能。

¹⁵ 「藩中家譜」の諸元は以下の通り、

	タテ (cm)	ヨコ (cm)
① 第三冊	二六・八	二〇・〇
② 第四冊	二七・〇	二〇・一
③ 第五冊	二六・〇	二〇・〇
④ 第六冊	二六・八	一九・四
⑤ 第七冊	二七・〇	一九・五
⑥ 第八冊	二六・九	一九・六
⑦ 第九上冊	二六・八	一九・三
⑧ 第九下冊	二六・七	一九・四
⑨ 第十上冊	二七・〇	一九・三
⑩ 第十下冊	二六・八	一九・五

¹⁶ 第五冊題簽(雲紙 一九・〇×五・〇cm)。

第九冊題簽(素紙 一六・九×三・八cm)



このほか、第四冊のみ紺紙表紙ながら空刷が施されていない料紙が用いられている。

¹⁷ 計八冊が現存する。いずれも県立文書館収蔵の県史編さん資料「新城市富岡岡部藩鈴木家文書」所収。同書冊12、13参照。

¹⁸ 基本的に記述には一致をみるが、「藩中家譜」第七冊に載録される鈴木繁翰の書上げと鈴木家文書内の書上げには若干の相違がある。鈴木家文書の書上げ(「書上勤書合冊扣」)では祖父勝博の簡略な事績が冒頭に置かれているのに対して、「藩中家譜」では削除されている。ほか用語にも僅かに相違がみられる。

¹⁹ いずれも前註17「新城市富岡岡部藩鈴木家文書」書冊12所収。

²⁰ 「新城市富岡岡部藩鈴木家文書」書冊12所収の「覚」「系図」「勤仕書上」が該当する。前者は出仕時から天明六年六月までの期間一冊分の事績書上げだが、後者は寛政十二年までの鈴木勝博の「藩中家譜」四冊分の書上げを一冊にまとめたもので、第三冊から第五冊と合致する書上げのほかに、冒頭に現存の「藩中家譜」には存在しない、天明六年五月から寛政元年十二月までを記したものがみられる。これが「藩中家譜」の第二冊に該当するものと推測される。

²¹ 本人の改名、養子入りなどで①時点と④とで名前が異なっていることもある。また、載録期間内で死去、隠居などにより家督の交代があった場合、途中から新たに家督を引き継いだ者が書上げを記しているケースもみられる。

²² 最も顕著な例では、第十冊には前掲の豊泉善左衛門ら家老就任者が一切登場していないことが挙げられる。現時点では理由は不明だが、岡部藩では嘉永二年(一八四九)に当時の家老朝倉貴恭排斥の藩内抗争が生じており、その影響か。

²³ このほか、一冊抜かして事績を書き上げている者、本来書き上げるべき期間とは異なる期間の事績(主として前冊で書き上げるべき期間)を書き上げている者もみ

られる。例えば、第九冊上では、菊池安太夫武懿のみ一冊前の書上げ期間にあたる天保元年（一八三〇）から同九年（一八三八）までの事績を記している。類似の例では、第八冊に載録される馬場兵右衛門正矩も本来記すべき期間のみならず、一冊前の書上げ期間から書き始めている。本来の第七冊には正矩が載録されていないことから、次冊で二冊分をまとめて書上げたと思われる。²⁴ 嘉永二年に当時家老の一人であった朝倉只之進貴恭の排斥運動が発生したことがつとに知られる。この運動により朝倉側から藩には御役御免・隠居願いが出されるに至っている。

なお、朝倉家歴代については改めて別稿にまとめたいと考えているが、本稿を成すにあたって諸資料を参照したところ、幕末に登場する「朝倉只之進」が貴恭、貴道の父子二名の名乗りであることが判明したので注記しておく（いずれも家老就任）。父貴恭は前掲の藩中抗争により一時引退したが、後に復帰して万延元年（一八六〇）に歿し、息子貴道は父の死歿に伴い当初の名乗り善太夫から只之進へと改名している。

前註3『新編埼玉県史』通史5近世2では、嘉永二年の家中抗争の中心にあつた只之進と元治元年（一八六四）の水戸天狗党一党を撃退した只之進を同一人物とみているが、前者は貴恭、後者は息子貴道である。岡部藩と水戸天狗党一件については前註14『岡部藩始末』に詳しい（同著では朝倉只之進を正しく貴道と表記している）。

²⁵ 安部家文書No.3。

²⁶ 池田氏収集文書No.13〜23。残存冊は、第十三・第十七〜二十一・第二十三〜二十六・第二十八冊。

²⁷ 「為後録」第十三冊中、享和三年六月十五日条に小林安能の隠居、同二十一日条に朝倉貴恒の家老昇格の記事がみえる。朝倉貴恒は享和三年六月当時大坂表での勤務であったが、家老に昇進して江戸藩邸勤めを命ぜられている。

²⁸ 諸資料を基に作成したが、根幹とした「為後録」「藩中家譜」とも欠落期間があること、また後者には載録されていない者、記載のない時期がある者がいるため、歴代家老全員を網羅できたものではないのでその点には留意されたい。

なお、歴代菊池家を含め、諱名が判明する人物は表中にて反映させた。

²⁹ 「藩中家譜」第七冊における文政三年の鳥井折吉徳善の書上げによれば、曾祖父鳥井森平が安部信峯時代に禄高二〇〇石として家老を勤めていたほか、祖父も同様に禄高二〇〇石の家老、父は禄高一三〇石（ほかに足高七〇石）の家老であったとする。曾祖父・祖父は【表2】にみえる森平、治大夫が該当するとみられ、父は「藩中家譜」第五冊にみえる徳隣と思われる。ただ、徳隣は第五冊時点では御取次役（禄高八〇石）どまりで、かつ次冊には載録されていないため、家老に至ったかは「藩中家譜」からは確定できない。ただし、後述する「安家制度」の

文化四年の後序には菊池武貞と並んで「徳隣」印を押す鳥井仲右衛門の署名があることからこのころには家老を勤めていたと思われる。

³⁰ 【表2】【表3】では表出ししないが、菊池家が家老就任により三〇〇石に至るのに対し、朝倉家は用人、給人、物頭の時点で三〇〇石の禄高を拝する者が複数出るなど、菊池家を上回る待遇を受けていた。

なお、江戸時代中後期以後の家老の最大禄高は三〇〇石だが、前註6『八名郡誌』では江戸時代前期の家老手塚伊右衛門の禄高を五〇〇石と伝えるほか、慶安から寛文年間の武鑑類では岡部藩家老の神谷太郎左衛門を五〇〇石とする記載がみられる。

なお本稿では、武鑑類については深井雅海ら編『江戸幕府大名武鑑編年集成』（東洋書林、一九九〇年）を参照した。

³¹ 「積達館基考」については、『二本松市史』第三巻 原始・古代・中世 資料編1（二本松市、一九八一年）を参照した。同書は国立公文書館内閣文庫所蔵本を底本とする。

³² 「積達館基考」所収の他の高倉系図では満盛の子を政泰とする。

³³ 成田頼直が「積達館基考」編さんにあたり、菊池家伝来文書を参照したのは菊池家の出自が奥州にあつたためとみられる。このほかに、菊池家と奥羽縁の人物との交遊については、林博士遺著刊行会編『林鶴一博士和山研究集録』下（東京開成館、一九三七年）所収の「岩磐兩羽ノ和算家ニ就テ」が触れている。それによれば羽州山形宮町出身の和算家武田量左衛門定周は菊池氏の下に遊事し、永田馬場の岡部藩上屋敷に居住したとされる。また藩内の門人らとともに武州白銀清正社に算額を奉納したとも伝えている。

菊池氏の出自を巡っては藤原氏として紹介する向きもある。菊池美光「空白の系譜」（『歴史研究』第一〇一号 新人物往来社、一九六九年）では、菊池家の家系を藤原氏、九州菊池氏の末流とし、宗良親王に従い信濃国に移住して安部家の家臣となった後、ともに駿河に移住した譜代の家臣としている。菊池氏の記述は典拠資料が不明で内容も小説がかったりしているが、参考に紹介しておく。

³⁴ 海野家は由緒書によれば、安部元真のもとに養子に入った海野弥兵衛本定を先祖としており、その出自から江戸時代を通じて安部家と往来があつた。幕末の当主信茂は岡部藩江戸上屋敷にも赴いていたほか、藩士とも度々応対していたことがその日記から明らかとなっている。海野家に係る資料は『史料編年井川村史』別巻一「海野信茂日記」（井川村史刊行会、一九七八年）、『史料編年井川村史』第二巻（井川村史刊行会、一九七五年）等に載録される。

³⁵ 前註34『史料編年井川村史』第二巻所収No.二〇五五。

³⁶ 海野弥兵衛本定の長男。前註34『史料編年井川村史』別巻一「海野信茂日記」所収「由緒取調申上書付控」参照。

³⁷ 前註35解説参照。

³⁸ 原著は明治四十二年(一九〇九)刊行。本稿は『伊達騒動実録』(名著出版、一九七〇年)に拠った。

³⁹ 埼玉県立歴史と民俗の博物館所蔵「安部撰津守信友自筆遺言状」(資料番号:SPM1979-0039)。本遺言状については、日本書誌学大系『渡辺刀水集 四』(青裳堂書店、一九八九年)所収「安部撰津守信友の遺言書」に詳しい。初出は『埼玉史談』第七巻四号(埼玉郷土会、一九三六年)。

⁴⁰ 柳沢文庫所蔵。本稿では、大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国文学研究資料館所蔵のマイクロフィルムを参照した。

⁴¹ 兎睡は隠居後の号と思われる。

⁴² 菊池家では安太夫・安兵衛の通称を交互に名乗ることから、菊池武房の祖父頼高の戦死時から菊池安太夫武真まで、試しに敢えてその間の菊池家歴代を当てはめてみたい。仮に頼高の戦死を四十歳、菊池家歴代の嫡男出生を二十から二十五歳頃にあてて並べていくと、菊池安太夫武房の子が寛文年間の安兵衛にあたり、孫安太夫(家老未就任か。あるいは安部信秀と仙台に赴いたのはこの安太夫か)、元禄六年に家老となった曾孫安兵衛、そして安太夫武真と繋げることが可能ではある。

⁴³ 「藩中家譜」のうち、菊池武昭の事績を載録する四冊については、筆跡から武昭自筆となるのは第三、四冊のみで第五、六冊は署名を含めて武貞の筆にかかると、事績書上げを記す前に没したため第六冊が武貞の筆になったことは末尾の注記から明らかだが、武昭が第五冊を自筆で作成しなかった理由は不明。本文中で触れるが、寛政七年の大坂勤番同行時には「病中」とされていることから、恐らく体調が優れなかったことに起因するものと思われる。

⁴⁴ 「藩中家譜」第四冊、寛政八年十五日条「今度 御城代様之御留守中無滞相濟候、為御祝儀時之御上下被下置候」ほか、安部信亨の定番在任中、寛政十一年四月十四日、享和元年三月一日、享和三年二月十七日に同様の記録が残る。

⁴⁵ 『兼葭堂日記 完本』(藝華書院、二〇〇九年)参照。同日記天明七年二月十六日条に「菊池安太夫渡辺次右衛門 武者彦次郎」として登場する。割書に登場する渡辺、武者とも岡部藩士。

⁴⁶ 「藩中家譜」第六冊 菊池武貞書上げの文化六年四月に「銀主向談金千両相整」。同第八冊 文政九年八月十八日に「御元御用人青木清左衛門同道罷登、桜井谷御陣屋詰同役馬場兵右衛門一同申談、銀主向懸合金三千両相整」とある。

⁴⁷ 「藩中家譜」第九冊上 菊池武懿 天保八年十月朔日条に「銀主向懸合金二千両、出金三千両余之構相調」とあるほか、同九年九月二十三日条には「大坂御銀談向御銀主萬屋伊太郎・萬屋仁兵衛累年御月賄金九朱之利二而、出銀并御古借向八九千両程御座候処相断、其年桜井谷御収納金三千両余、右兩人江可相渡処、是

又相断、御月賄金七朱利安之方、御銀主鹿嶋屋作次郎江振替候」とみえている。他藩の例に漏れず、天保年間では岡部藩財政の窮乏が進んだことが窺える。

⁴⁸ 岡部藩では桜井谷陣屋役人らとともに大坂にも複数の藩士を置いていた。「藩中家譜」第三冊に御蔵方として載る神谷三左衛門政孝、吉村弁蔵景文、中嶋元右衛門保高らがそれで、なかでも吉村景文は前註45で挙げた「兼葭堂日記」に多数登場する。

大坂在坂役人と銀主との交渉の過程については、金森正也「大名家在坂役人と上方銀主・その交流と交渉―天保飢饉時の秋田藩を通して―」が参考となる。同論考は秋田藩の在坂役人介川通景による大坂銀主との交流の過程を浮き彫りにするもので、介川による根回し後に家老小野岡が出坂して銀主に調達銀の依頼を行う事例を挙げる。そこでは、調達に際して家老が大坂まで出張ったことに対して一種の面子を立て調達銀の請負を了承する一幕が明らかとされている。

⁴⁹ 池田氏収集文書No.11。紺紙表紙に「安中制度」の題簽を有する。タテ二九・二cm×ヨコ二〇・九cm。『愛知県史』資料編22近世8領主2(愛知県、二〇一五年)に部分翻刻が載録される。

⁵⁰ 「安家制度序」此安家制度の儀は三人不残、寸心申談／仕立候、尤折本の古例書并為後録など／見合、古に随ひ、何事も古例に違ひ新法の／無之様申合、其中いにしへの風俗は都而／あらましなるものゆへ、此度委しく御制度を仕立候、畢竟古例書などの／事ともハ其時々取計ひを記し候／事にて其節の談合ひは今更推察／なしかたき事ゆへ、此度一定の御制度を／相立、是を中すミと致し時々／計らひも可有之候、当／殿様には殊更に御政治も被為入御念、御学問も被為好候得は此書面一帖出来／度毎に入 御覧相極め候事也／猶又此後も追々に万事御制度を／定むへき事に候、後々とも右の／可為心得者也／寛政元己酉年七月 菊池安太夫武昭／中村源五右衛門勝封／馬場兵右衛門正武」

⁵¹ 印文「徳隣」から比定。前註29で触れたが、「藩中家譜」では鳥井徳隣が家老まで上がったことは確認できない。また、「藩中家譜」内に残る鳥井徳隣の用印と「安家制度」後序の印では同じ「隣」を用いながら字形が異なっている。ただ、昇進等にもない改印した事例(菊池武貞も家老就任前後で印が異なる)があること、「藩中家譜」内で徳善が「安家制度」後序で仲右衛門が押したものと同一の印文を用いている(父印を使用している例は他家でもみられる)ことからして、この鳥井仲右衛門が徳善の父徳隣であり、家老を勤めていたとみて差し支えない。

⁵² 文化四年の改定では隠居した安部信亨と新藩主信操上覧のうえで藩士の家督に係る部分が大きく改定された。菊池武貞らの後序の末尾に「御隠居様猶又御再覽、得与御札被遊候之処、御家老始諸士ニ迄家督之御定メ今少シ不応 思召ニ

ケ条も被為在候二付、当殿様卜御相談之上、此方共江被仰付、家督之御定書、左之通相極り申候、依之先年之御定書ハ不用二相成候、乍去朱引いたし其俣差置者也」とあるとおり、改訂された家督に関する条文の後ろに、武昭制定の条文が朱引きされてそのまま綴じられている。

⁵³ 安部家文書 No.184-1。県立文書館の資料名は「安部氏系図(延宝四年正月七日)岡部源勝院之信盛公御木像之中ニ在之信友公御自筆御系図之写」。

⁵⁴ 菊池武昭の自用印。いずれも白文印で「岡部大夫」「菊武昭印」(廻文)。「大(太)夫」は家老を指す。



両印は安部家文書 No.448「寛(海野弥兵衛信包より請取の大蔵元真公具足)」にもみられる。当該の寛は、前註 34 で挙げた海野家に伝わった安部元真の甲冑一具を受け取った際の請取状で、藩主信亨が所望したと思しき先祖由来の品の取り次ぎを家老である武昭が行ったことを示す資料である。

⁵⁵ 系図の本奥書は次のとおり。

右家相統之伝記、予聞前代武運長久ノ子孫繁昌、為後鑑前撰州太守信盛奉ノ
 附屬御影、豈励忠孝矣、仍如件ノ滋野姓安部撰津守
 于時延宝四(丙辰)年正月廿七日 信友(花押)。

⁵⁶ 包紙墨書は以下のとおり。

「岡部源勝院之 信盛公御木像之中ニ在之 信友公御自筆御系図之写ノ文政十丁
 亥年五月十五日ノ御拝見之上封之」(武貞)」

⁵⁷ 埼玉県立歴史と民俗の博物館所蔵 (SPM1993-0037-0001)。天正五年(一五七七)九月十一日に安部元真の戦功に対して徳川家康が発給したと伝えられる判物。同博物館以外にも数点同様のものが安部家の縁戚である海野家らに伝来している。海野家に伝わる寛永十八年(一六四一)の安部信盛書状では、安部家の家譜作成にあたり海野家に伝来した安部大蔵元真関係の文書類について照会をかけたことが記されるが、そのなかには「権現様之御感状之うつし可進候由、則写し進候」(前註 34 『史料編年井川村史』第二巻所収 No.二〇〇五 ほか No.二〇〇六)との記述もみえ、感状は写しが複数作成されていたことがわかる。

⁵⁸ 確認し得た包紙は四枚。封印と「藩中家譜」内の署名印とを照らした結果、封印者は確認できる範囲で左記のとおりとなる。

- ① 天保九年封…「武懿」(菊池武懿)、「貴恭」(朝倉貴恭)
- ② 嘉永七年封…「貴道」(朝倉貴道)
- ③ 元治元年封…「正瞭」(豊泉正瞭)
- ④ 無年記封…「武昭」(菊池武昭)、「武貞」(菊池武貞)、「貴恒」(朝倉貴恒)

このうち、③の豊泉正瞭は本文中「史料二」で挙げた豊泉善左衛門で、文久二年(一八六二)以降、慶応年間まで家老を勤めた。ほか、④の封は年記が無いが、朝倉貴恒が家老となった享和三年(一八〇三)から、菊池武昭・武貞の両名が家老として両立していた文化四年(一八〇七)までの時期のものとみられる。安部家に伝わった同判物は、現存する安部家の系図には必ずと言ってよいほど徳川家康より拝領した来歴とともに記されており、家老らの封印により厳重に管理されていたことから当時の安部家にとつて御家の由緒を示す唯一無二の品として位置づけられていたことは間違いない。

⁵⁹ 武昭の息子武貞は文化十年の大坂加番への同行に際し、藩主信操から御意をもつて十人口の加増を仰せつけられたことを「藩中家譜」に記している。御意の中身は記されていないが、本来二名の家老が同行するところ家老一人での同行となる場合に十人口の加増がなされるのは「御先例」によると表現していることから、武昭存命当時の加増が前例のない格別な取り計らいであったことが分かる。

「藩中家譜」菊池武貞 文化十年二月二日条

大坂御加番御被仰付、同七月朔日大坂詰中十人口被成下候之旨、以御意被仰付。尤是者御家老兩人御供可被仰付処、一人被 仰候二付被成下候。御先例之旨御座候。

⁶⁰ 「藩中家譜」菊池武昭 文化四年十一月二日条

御隠居様ヨリ安兵衛江為御悔、御近習使被成下、別段 御懇意之旨を以御附御用人久地楽甚助を以、宅迄御香奠金二百足被下之。右同人江御代香被 仰付候、誠ニ別段之思召ニ而御例者無御座候由ニ御座候。

※「御隠居」は安部信亨、「安兵衛」は菊池武貞。

「藩中家譜」菊池武昭 文化四年十一月七日条

殿様ヨリも御香奠金二百足被下置候、尤別段 御懇意二付被下之、御例二者無御座由御座候。

※「殿様」は安部信操。

⁶¹ 前註 4 拙稿「岡部藩主安部家と異国文化を巡って」参照。

「藩中家譜」菊池武昭 寛政六年五月三日条

一、同(寛政)六甲寅正月十日、麹町方出火類焼有之。四谷御屋敷ニ罷在候節、三月二日御小袖被下置候。五月三日、唐本前後漢書并明之陸宙種画御掛物被下置候。

武昭はこのほかに唐本か和刻本かは不明だが、寛政二年十二月十一日に『晋書』一箱を下賜されている。

⁶² 「藩中家譜」菊池武昭 寛政九年三月七日条

殿様 若殿様私宅江 御入被成下候、八丈縞御召物一被下置候、忝真兵衛江郡内縞一反、母妻江綿一包宛、孫三人江縮緬御襦袢被下置候。一、殿様江唐物箱

一 若殿様江唐筆一箱、外二本差上候。

⁶³ 前註4拙稿「文書館資料にみる岡部藩主安部家の文化交流の一断面―長島藩・空々琴社との交流」参照。信亨の別業新築祝いに催された詩会で児玉空々・篠本簾ら空々琴社の面々や春木南湖・十時梅屋ら伊勢長島藩士らに交じって武昭も参加。東晋王羲之(三〇三―三六一)が催した蘭亭曲水宴の故事に擬えた詩を吟じている。「蘭亭序」に用いられた用語をちりばめつつ、王右軍(王羲之)、安石(謝安)らを詠み込んで作詩しており、武昭が中国文化に対してそれなりの造詣を有していたことが窺える。武昭の詩は次のとおり。

安部家文書No.196 「漢詩」(暮春従 岡部侯静遠館)所収

侯家西苑傍銀台／此会群賢春色開／麻谷水迎琴酒興／驪山花助尽凶才／流觴正為右軍促／歌妓却随安石来／陪宴乘酣歡不極／黄昏投轄幾時回

⁶⁴ 「為後録」第二十四冊所収の天保十二年九月四日・五日条に子細が記されている。それによれば、武懿は桜井谷陣屋代官らの不正に対して適切な対応をせず、また傍若無人な振る舞いにより家中にいらぬ波風を立てた廉で隠居を申し付けられている。

なお、武懿宛てに告げられた処分には「嚴敷咎可申付処、数代重職申付候家柄ニ付格別之宥恕を以役儀差免隠居申付候」とあり、菊池家は家中においても重用される家柄に位置付けられていた。

⁶⁵ 「藩中家譜」第十冊下 菊池慕の事績書上げの文久二年三月十一日条に「思召有之御給人江下席知行之内八十石御取上、七十石三人口被成下半原表江引越被仰付候」とある。前註13で挙げた鈴木家文書伝来「分限帳附録」内の菊池慕の事績によれば、その理由は藩出仕がままならなくなるほどの借財によるためであり、藩が借金を引き受ける代わりに処分が下されたとされる。